

	新	旧
第1章 総 則		
1.1 一般事項	<p>1.1.10 個人情報の保護及び取り扱い 工事で知り得た個人情報は、付則 3-7 「個人情報取扱特記事項」に準じて適正に取り扱うこと。</p> <p>1.1.12 現場代理人及び主任技術者等 ～略～</p> <p>5. 現場代理人の常駐義務不要及び別件工事との兼務については、付則 3-13 「山形市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱い」によるものとする。</p> <p>～略～</p>	<p>1.1.10 個人情報の保護及び取り扱い 工事で知り得た個人情報は、付則 3-8 「個人情報取扱特記事項」に準じて適正に取り扱うこと。</p> <p>1.1.12 現場代理人及び主任技術者等 ～略～</p> <p>5. 現場代理人は、監督職員との間で連絡体制が確保されると認められた場合で、かつ、承認した場合等の条件を満たした場合に限り、工事現場への常駐を不要とすることができる。また合計で2件まで現場代理人の兼務を認める。</p> <p>～略～</p>
1.2 安全管理	<p>1.2.10 廃プラスチック類取扱の注意事項 発注工事に伴って生じた廃プラスチック類については、付則 3-8 「山形市上下水道部廃プラスチック類取扱について」により適切に施工すること。</p>	<p>1.2.10 廃プラスチック類取扱の注意事項 発注工事に伴って生じた廃プラスチック類については、付則 3-9 「山形市上下水道部廃プラスチック類取扱について」により適切に施工すること。</p>
1.4 工事施工	<p>1.4.7 工事打合簿 監督職員との打合せは、原則として工事打合簿を用いること。</p>	<p>1.4.7 工事打合簿 監督職員との打合せは、原則として工事打合簿を用いること。このとき、社判・代表者印は省略できる。</p>
1.5 その他	<p>1.5.1 週休2日確保 工事現場の週休2日確保については、付則 3-9 「山形市上下水道部建設工事週休2日確保実施要領」に基づき実施する。工事が対象となる場合の発注方式については、特記仕様書で指定するものとする。</p>	—追加—

	<p>1.5.2 余裕期間制度</p> <p>余裕期間制度については、付則3-10「山形市上下水道部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき実施する。工事が対象となる場合は、特記仕様書で指定するものとする。</p> <p>1.5.3 ワンデーレスポンス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。 2. 実施にあたっては、付則3-11「山形市上下水道部建設工事等におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき取り組むものとする。 3. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事（業務）の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。 4. 受注者は工事施工（業務履行）中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 <p>1.5.4 ウィークリースタンス</p> <p>受発注者は、付則3-12「山形市上下水道部建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針」に基づき、ウィークリースタンスの推進に努めること。</p> <p>1.5.5 情報共有システム（ASP）</p> <p>受注者が希望する場合は、山形県県土整備部「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき情報共有システム（ASP）を利用することができる。</p>	<p>—追加—</p> <p>—追加—</p> <p>—追加—</p> <p>—追加—</p>
--	---	---

<p>第3章 土木工事</p> <p>3.1 施工一般</p>	<p>1.5.6 遠隔臨場</p> <p>受注者は、監督職員と協議し、遠隔臨場が必要と認められた場合は、国土交通省 大臣官房技術調査課「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」に基づき、遠隔臨場を実施することができる。なお、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率となってしまう恐れを十分考慮すること。</p> <p>3.1.1 一般土木</p> <p>管布設位置は設計図書（標準断面図）によるが、必要に応じて地下埋設物、既設水道管等の試掘を行い、監督職員と協議のうえ、布設位置を決定すること。</p> <p>1. 掘削にあたっては、あらかじめ保安施設、土留め、排水、覆工、発生土処理方法、その他必要な諸般の準備を整えたうえ着工すること。</p> <p>～略～</p> <p>3.2.4 発生土処理工</p> <p>1. 発生土は関係法規を遵守し、適切に処分すること。</p> <p>—削除—</p> <p>2. ダンプトラックへの積み込み作業はバックホウで行い、過積載とならないよう十分注意すること。</p> <p>3. 運搬にあたっては、ダンプトラック荷台から土砂等の飛散のないよう目視で確認し、必要に応じて荷台にシートをかぶせる等、対策を講じること。</p> <p>—削除—</p>	<p>—追加—</p> <p>3.1.1 一般土木</p> <p>管布設位置は設計図書（標準断面図）によるが、必要に応じて地下埋設物、既設水道管等の試掘を行い、監督職員と協議のうえ、布設位置を決定すること。</p> <p>1. 掘削にあたっては、あらかじめ保安施設、土留め、排水、覆工、残土処理方法、その他必要な諸般の準備を整えたうえ着工すること。</p> <p>～略～</p> <p>3.2.4 残土処理工</p> <p>1. 残土は、特に運搬箇所を指定するもの以外は、関係法規を遵守し、すべて受注者の責任において適切に処分すること。</p> <p>2. 運搬箇所が指定されていない場合は、残土の処分先を施工計画書に記入し監督職員に報告すること。</p> <p>—追加—</p> <p>3. 運搬にあたっては、荷台にシートをかぶせる等、残土等の運搬物をまき散らかさないように注意すること。</p> <p>4. 処分地は、災害を防止するための必要な措置を講じること。</p>
---------------------------------	--	---

<p>第4章 配水管布設工事</p> <p>4.1 一般事項</p> <p>4.2 配水管布設</p>	<p>4. 発生土の最終搬出先や搬出量等を確認できるよう、発生土搬出先より交付された土砂受領書（任意様式）を監督職員に工事打合簿で提出すること。</p> <p>5. 発生土処分地が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の場合は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき許可申請を行い、監督職員へも工事打合簿で報告すること。</p> <p>6. 田畑の形状を変えるような処分地については、農業委員会等への届け等が必要となるので注意すること。</p> <p>3.2.5 建設廃棄物の処理</p> <p>舗装版掘削時のアスファルト殻、仮設管撤去時のポリエチレン管等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、適切に処理すること。</p> <p>—削除—</p> <p>4.1.1 配水管技能者等</p> <p>1. 受注者は、工事着手に先立ち配水管技能者等を選任し、監督職員に通知すること。</p> <p>～略～</p> <p>4.2.2 管種毎の接合・切断施工</p> <p>1. DIPの施工については、付則1-1「ダクタイル鋳鉄管施工要領」によるものとする。</p> <p>～略～</p>	<p>—追加—</p> <p>—追加—</p> <p>5. 田畑の形状を変えるような処分地については、農業委員会等への届け等が必要となるので注意すること。</p> <p>3.2.5 建設廃棄物の処理</p> <p>1. 舗装版掘削時のアスファルト殻、仮設管撤去時のポリエチレン管等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、適切に処理すること。</p> <p>2. 処理結果を建設廃棄物処理結果報告書として提出すること。</p> <p>4.1.1 配水管技能者等</p> <p>1. 受注者は、工事着手に先立ち配水管技能者等を選任し、当部の承認を得なければならない。</p> <p>～略～</p> <p>4.2.2 管種毎の接合・切断施工</p> <p>1. DIP (G X形・N S形・K形)の施工については、付則1-1「ダクタイル鋳鉄管施工要領」によるものとする。</p> <p>～略～</p>
---	--	--

GX形継手チェックシート【数値記入表】											
工 事 名 称 (新築) 配水幹線更新工事 (OΔT目工区)		記入例		継手施工者 配管大組 継手本組							
配管図No. 測 点 号 呼 び 称 ・ 管 種		① 誘線 No. 2 DGX-ES φ100									
継 手 種 別	○月×日	○月○日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日
管No.及び種別	直管1	直管2	直管3	リンク	甲切3.65	乙切2.85	両受仕切弁	乙切3.00	継輪	既設直管	○月△日
略図 / ワイヤ											
継 手 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	—	
挿し口突部の有無 ※1	有	有	有	無	有	無	有	無	無	—	
消 漏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
挿し口挿入量(クワン線)の明示				実測値	実測値						○-○
受口蓋(ロックリング)の確認	○	○	○	○	○						—
爪、押しボルトの確認 (P-Link)				○	○						—
受口面～ゴム輪間隙 (h) ※2	実測値	実測値	実測値	実測値	実測値						○-○
受口面～白銅間隙 (a)	実測値	実測値									○-○
押しボルト	本数 トルク確認										○
ワイヤ位置の確認 (d部) ※3											○
マーキング (白線) 位置の確認 ※4											○
挿入量目安(赤線)と受口面間隙の明示 (黒形管挿し口) ※5											○
マーキング (白線) の明示 (黒形管挿し口) ※6											○
挿し口挿入量(クワン線)の明示						実測値	実測値				○-○
爪、押しボルトの確認 (G-Link)											—
ゴム輪、押輪またはD-Linkの確認											○
ストップ、ロックリングの確認											○
マーキング (白線) 位置の確認 ※4											○
丁面ボルト	本数										○
受口面～施工管理用突部の間隙 ※7	箇所数										○
押しボルト	本数 トルク確認										○
挿し口の両面(クワン線)の明示											実測値
爪、押しボルトの確認 (H-Link)											○
ゴム輪、押輪またはD-Linkの確認											○
ストップ、ロックリングの確認											○
受口面～白銅の間隙 (L') ※8											○
両挿し口間の間隙 (y) ※8											○
丁面ボルト	本数										○
受口面～施工管理用突部の間隙 ※7	箇所数										○
押しボルト	本数 トルク確認										○
特 定 管 号	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	—

- 判定基準 ※1 挿し口突部の無い挿し口を黒形管受口と検出する場合は、G-Linkを使用すること。
 ※2 1/4インチの厚さ3mm程度で確認した場合は○、厚さ1mm程度で確認した場合は●を記入する。受口面～ゴム輪間隙 (h) が表に示す公差範囲内であること、両側併用して1/4インチφの3輪配置で挿入できない場合は、1/2インチφであることを記載する。
 ※3 ワイヤが受口突部に当たっていることを確認する。
 ※4 適合位置にマーキング (白線) 位置が全面にわたって受口面間の位置にあるか確認する。
 ※5 挿入量目安 (赤線) と受口面間隙が全面にわたって10mm以下であるか確認する。
 ※6 挿し口両面～受口面間隙の白線を表示したか確認する。
 ※7 受口面～押輪またはD-Linkの施工管理用突部の間に3.5mm以上の間隙がないこと。
 ※8 一方から順次配管している場合にはL'、寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

GX形継手チェックシート【数値記入表】											
工 事 名 称 (新築) 配水幹線更新工事 (OΔT目工区)		記入例		継手施工者 配管大組 継手本組							
配管図No. 測 点 号 呼 び 称 ・ 管 種		① 誘線 No. 2 DGX-ES φ100									
継 手 種 別	○月×日	○月○日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日	○月△日
管No.及び種別	直管1	直管2	直管3	リンク	甲切3.65	乙切2.85	両受仕切弁	乙切3.00	継輪	既設直管	○月△日
略図 / ワイヤ											
継 手 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	—	
挿し口突部の有無 ※1	有	有	有	無	有	無	有	無	無	—	
消 漏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
挿し口挿入量(クワン線)の明示				実測値	実測値						○-○
受口蓋(ロックリング)の確認	○	○	○	○	○						—
爪、押しボルトの確認 (P-Link)				○	○						—
受口面～ゴム輪間隙 (h) ※2	実測値	実測値	実測値	実測値	実測値						○-○
受口面～白銅間隙 (a)	実測値	実測値									○-○
押しボルト	本数 トルク確認										○
ワイヤ位置の確認 (d部) ※3											○
マーキング (白線) 位置の確認 ※4											○
挿入量目安(赤線)と受口面間隙の明示 (黒形管挿し口) ※5											○
マーキング (白線) の明示 (黒形管挿し口) ※6											○
挿し口挿入量(クワン線)の明示						実測値	実測値				○-○
爪、押しボルトの確認 (G-Link)											—
ゴム輪、押輪またはD-Linkの確認											○
ストップ、ロックリングの確認											○
マーキング (白線) 位置の確認 ※4											○
丁面ボルト	本数										○
受口面～施工管理用突部の間隙 ※7	箇所数										○
押しボルト	本数 トルク確認										○
挿し口の両面(クワン線)の明示											実測値
爪、押しボルトの確認 (H-Link)											○
ゴム輪、押輪またはD-Linkの確認											○
ストップ、ロックリングの確認											○
受口面～白銅の間隙 (L') ※8											○
両挿し口間の間隙 (y) ※8											○
丁面ボルト	本数										○
受口面～施工管理用突部の間隙 ※7	箇所数										○
押しボルト	本数 トルク確認										○
特 定 管 号	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	—

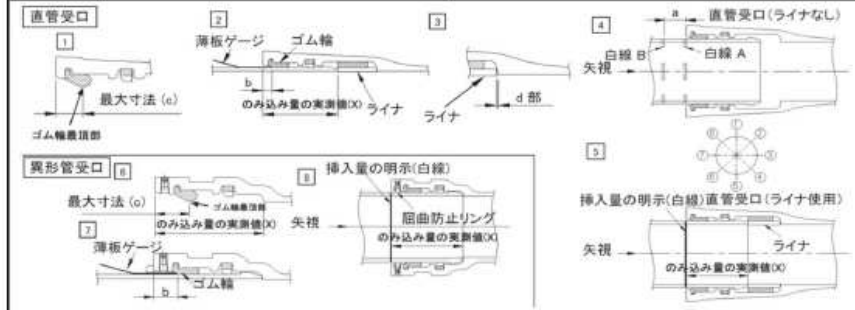
- 判定基準 ※1 挿し口突部の無い挿し口を黒形管受口と検出する場合は、G-Linkを使用すること。
 ※2 1/4インチの厚さ3mm程度で確認した場合は○、厚さ1mm程度で確認した場合は●を記入する。受口面～ゴム輪間隙 (h) が表に示す公差範囲内であること、両側併用して1/4インチφの3輪配置で挿入できない場合は、1/2インチφであることを記載する。
 ※3 ワイヤが受口突部に当たっていることを確認する。
 ※4 適合位置にマーキング (白線) 位置が全面にわたって受口面間の位置にあるか確認する。
 ※5 挿入量目安 (赤線) と受口面間隙が全面にわたって10mm以下であるか確認する。
 ※6 挿し口両面～受口面間隙の白線を表示したか確認する。
 ※7 受口面～押輪またはD-Linkの施工管理用突部の間に3.5mm以上の間隙がないこと。
 ※8 一方から順次配管している場合にはL'、寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

N S形継手チェックシート(直管・ライナ・異形管(φ75～φ250)共通)

工事名	
工区	
配管区 No.	
測点 No.	
呼び径・管種	

参考様式

(No.)	
継手施工者	



施工月日																				
管及び形状																				
略 図																				

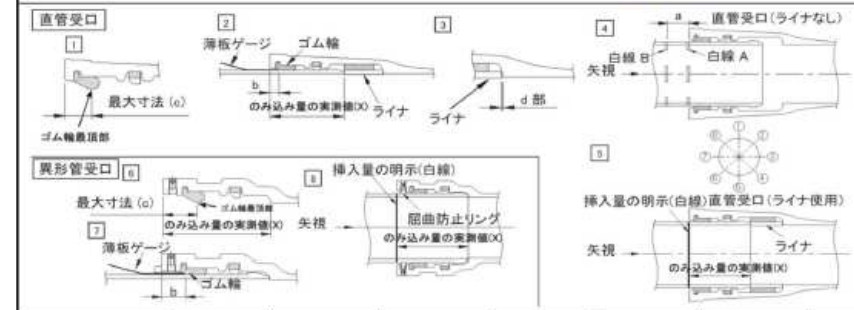
継手 No.	活 種	用 部	検査項目																		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
受口蓋(ロックリング)の確認																					
受口端面～ゴム輪最前部の最大寸法(c)																					
直 管	薄板ゲージの入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	①																			
		②																			
		③																			
		④																			
		⑤																			
直 管	受口端面～白線B 間隔 (a)	①																			
		②																			
		③																			
ラ イ ナ	ライナ位置の確認(d部) ^{※1}	④																			
		⑤																			
		⑥																			
		⑦																			
異 形 管	挿入位置の確認 ^{※2}	⑧																			
		⑨																			
		⑩																			
		⑪																			
異 形 管	屈曲防止リングの確認 ^{※3}	⑫																			
		⑬																			
		⑭																			
		⑮																			
判 定																					
備 考																					

判定基準: 受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪最前部の最大寸法(c)
 ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。
 ※2 明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認すること。
 ※3 屈曲防止用突部(直管挿し口の場合は挿し口外面)と屈曲防止リングの間に薄板ゲージが入らないこと。

N S形継手チェックシート(直管・ライナ・異形管(φ75～φ250)共通)

工事名	
工区	
配管区 No.	
測点 No.	
呼び径・管種	

(No.)	
継手施工者	



施工月日																				
管及び形状																				
略 図																				

継手 No.	活 種	用 部	検査項目																		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
受口蓋(ロックリング)の確認																					
受口端面～ゴム輪最前部の最大寸法(c)																					
直 管	薄板ゲージの入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	①																			
		②																			
		③																			
		④																			
		⑤																			
直 管	受口端面～白線B 間隔 (a)	①																			
		②																			
		③																			
ラ イ ナ	ライナ位置の確認(d部) ^{※1}	④																			
		⑤																			
		⑥																			
		⑦																			
異 形 管	挿入位置の確認 ^{※2}	⑧																			
		⑨																			
		⑩																			
		⑪																			
異 形 管	屈曲防止リングの確認 ^{※3}	⑫																			
		⑬																			
		⑭																			
		⑮																			
判 定																					
備 考																					

判定基準: 受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪最前部の最大寸法(c)
 ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。
 ※2 明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認すること。
 ※3 屈曲防止用突部(直管挿し口の場合は挿し口外面)と屈曲防止リングの間に薄板ゲージが入らないこと。

N S 形継手チェックシート【直管・ライナ・異形管(φ300～φ450)共通】		(No.)													
工事区		参考様式													
工区															
配管区画															
標点No.															
呼び径・管種															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>施工日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管及び形</td> <td>No.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勘</td> <td>区</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				施工日				管及び形	No.			勘	区		
施工日															
管及び形	No.														
勘	区														
継手	継手 No.														
	清														
	清														
	ロックアップリングの出出し用ボルトの確認														
	ロックアップリングの向き														
	継手の後方にチェック(異形管受口) ^{※1}														
	ボルト	数													
	トルク N・m														
	異形管	①													
		②													
③															
④															
⑤															
⑥															
⑦															
⑧															
⑨															
直管・ライナ	①														
	②														
	③														
	④														
	⑤														
	⑥														
	⑦														
	⑧														
	⑨														
直管	①														
	②														
	③														
	④														
	⑤														
	⑥														
	⑦														
	⑧														
	⑨														
ライナ	ライナ位置の確認(直管) ^{※1}														
	実測値(X)														
	マーキング(白線)位置の確認 ^{※2}														
	挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口) ^{※4}														
	マーキング(白線)の明示(異形管挿し口) ^{※5}														
	判	定													
	備	考													

規定基準：受口端面～ゴム輪間隔(h)と受口端面～ゴム輪前部の最大寸法(c)

- ※1 ライナが受口端面に当たっている事を、1.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。
- ※2 明示した白線が全周にわたって受口端面の位置にあるか確認すること。
- ※3 挿し口を長形管受口に挿入し、スロットを指し入れた後、挿し口を上下左右前後に振って指し口とを確認すること。
- ※4 挿入量目安線(赤線)と受口端面距離が寸法にわたって10mm以下であることを確認する。
- ※5 挿し口外周～受口端面位置の白線を表示したと確認する。
- ※6 ロックアップリングの向き：マーキングが挿し口端面側、実測値は受口内面側矢印を付けた位置にあること。
- ※7 押輪～受口端面間隔：最大値～最小値5mm(同一円周上)。
- ※8 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、C又はA、B、Cが同時に存在しないこと。

N S 形継手チェックシート【直管・ライナ・異形管(φ300～φ450)共通】		(No.)													
工事区		参考様式													
工区															
配管区画															
標点No.															
呼び径・管種															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>施工日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管及び形</td> <td>No.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勘</td> <td>区</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				施工日				管及び形	No.			勘	区		
施工日															
管及び形	No.														
勘	区														
継手	継手 No.														
	清														
	清														
	ロックアップリングの出出し用ボルトの確認														
	ロックアップリングの向き														
	継手の後方にチェック(異形管受口) ^{※1}														
	ボルト	数													
	トルク N・m														
	異形管	①													
		②													
③															
④															
⑤															
⑥															
⑦															
⑧															
⑨															
直管・ライナ	①														
	②														
	③														
	④														
	⑤														
	⑥														
	⑦														
	⑧														
	⑨														
直管	①														
	②														
	③														
	④														
	⑤														
	⑥														
	⑦														
	⑧														
	⑨														
ライナ	ライナ位置の確認(直管) ^{※1}														
	実測値(X)														
	マーキング(白線)位置の確認 ^{※2}														
	挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口) ^{※4}														
	マーキング(白線)の明示(異形管挿し口) ^{※5}														
	判	定													
	備	考													

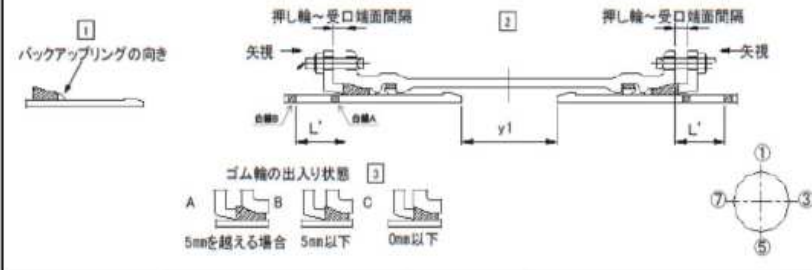
規定基準：受口端面～ゴム輪間隔(h)と受口端面～ゴム輪前部の最大寸法(c)

- ※1 ライナが受口端面に当たっている事を、1.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。
- ※2 明示した白線が全周にわたって受口端面の位置にあるか確認すること。
- ※3 挿し口を長形管受口に挿入し、スロットを指し入れた後、挿し口を上下左右前後に振って指し口とを確認すること。
- ※4 挿入量目安線(赤線)と受口端面距離が寸法にわたって10mm以下であることを確認する。
- ※5 挿し口外周～受口端面位置の白線を表示したと確認する。
- ※6 ロックアップリングの向き：マーキングが挿し口端面側、実測値は受口内面側矢印を付けた位置にあること。
- ※7 押輪～受口端面間隔：最大値～最小値5mm(同一円周上)。
- ※8 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、C又はA、B、Cが同時に存在しないこと。

NS形継手チェックシート【継輪(φ75～φ450)】

工事名	(No.)
工 区	継手施工者
配管図 No.	
測 点 No.	
呼び径・管種	

参考様式

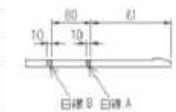


施工月日			
管 及 び 形 状 No.			
略 図			

継 手 No.		
清 掃		
洗 剤		
受口溝(ロックリング)の確認		
バックアップリングの向き ^{※1}		
ボルト	数	
	トルク	
押し輪～受口端面間隔 ^{※4}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
ゴム輪の出入り状況 ^{※5}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
両挿し口端の間隔(y1) ^{※2}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
受口端面～白線Bの間隔(L') ^{※3}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
判 定		
備 考		

備考

1. 白線表示の位置



呼び径	単位mm	①
75		195
100		170
150		185
200		195
250		195
300		230
350		240
400		240
450		245

2. 両挿し口端の間隔 (y1)

呼び径	y1	単位mm
75	100	220
150～250	250	
300～450	300	

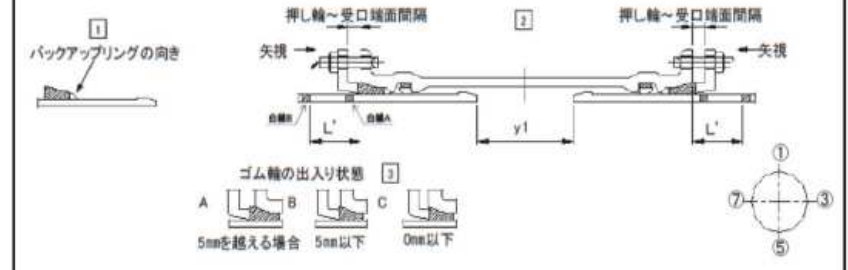
3. 挿し口白線Bと受口端面の間隔 (L')

呼び径	L'	単位mm
75	80	85
100	100	150
150	150	165
200	150	165
250	150	165
300	150	165
350	150	165
400	150	165
450	150	165

判定基準： ※1 バックアップリングの向き：ターボ部分が挿し口端面側、切斷面は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。
 ※2 せめ配管する場合に記入すること。
 ※3 一方から順次配管する場合に記入すること。
 ※4 押し輪～受口端面間隔：最大値～最小値≤5mm(同一円周上)。
 ※5 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、C又はA、B、Cが同時に存在しないこと。

NS形継手チェックシート【継輪(φ75～φ450)】

工事名	(No.)
工 区	継手施工者
配管図 No.	
測 点 No.	
呼び径・管種	

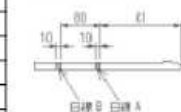


施工月日			
管 及 び 形 状 No.			
略 図			

継 手 No.		
清 掃		
洗 剤		
受口溝(ロックリング)の確認		
バックアップリングの向き ^{※1}		
ボルト	数	
	トルク	
押し輪～受口端面間隔 ^{※4}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
ゴム輪の出入り状況 ^{※5}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
両挿し口端の間隔(y1) ^{※2}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
受口端面～白線Bの間隔(L') ^{※3}	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
判 定		
備 考		

備考

1. 白線表示の位置



呼び径	単位mm	①
75		195
100		170
150		185
200		195
250		195
300		230
350		240
400		240
450		245

2. 両挿し口端の間隔 (y1)

呼び径	y1	単位mm
75	100	220
150～250	250	
300～450	300	

3. 挿し口白線Bと受口端面の間隔 (L')

呼び径	L'	単位mm
75	80	85
100	100	150
150	150	165
200	150	165
250	150	165
300	150	165
350	150	165
400	150	165
450	150	165

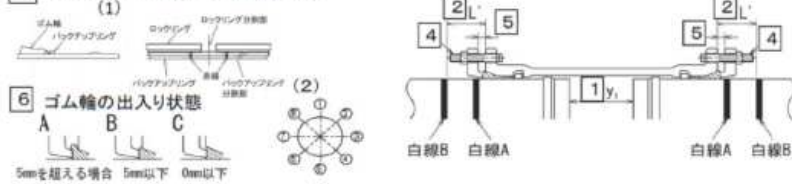
判定基準： ※1 バックアップリングの向き：ターボ部分が挿し口端面側、切斷面は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。
 ※2 せめ配管する場合に記入すること。
 ※3 一方から順次配管する場合に記入すること。
 ※4 押し輪～受口端面間隔：最大値～最小値≤5mm(同一円周上)。
 ※5 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、C又はA、B、Cが同時に存在しないこと。

N S 形 継 手 チェックシート (継輪 (φ500～φ1000))

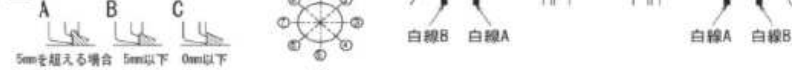
工 事 名		(No.)
工 区		継手施工書
配 管 区 No.		
測 点 No.		
呼び径・管種		

参考様式

3 ハックアップリングの向き、分割部の位置



6 ゴム輪の出入り状態



施工月日	
管 及 び 形 状	
略 図	

継 手 No.	
清 掃	
清 掃 前	
受挿し箇所の調整	
バックアップリングの向き、分割部の位置 ^{※1}	(1) (2)
押輪分割部の上下配置	
ボルト	数 トルク
押輪～受口間隔 ^{※2}	① ② ③ ④
ゴム輪の出入り状況 ^{※3}	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
両挿し口端の間隔 (y1)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
受口端面～白線Bの間隔 (L')	① ② ③ ④
判 定	
備 考	

備考
1. 白線表示の位置



呼び径	L' (mm)
500	220
600	220
700	257
800	265
900	265
1000	268

2. 両挿し口端の間隔 (y1) および L' 寸法 (y1 の場合)

呼び径	y1 (mm)	L' (mm)
500	260	105
600	260	105
700	300	87
800	305	98
900	305	98
1000	310	103

判定基準: ※1 バックアップリングの向き、分割部の位置 (バックアップリングの分割部がゴム輪側にあること。バックアップリング分割部とバックアップリング分割部が重ならないこと。)

※2 押輪～受口間隔: 最大値～最小値≦5mm (同一円周上)

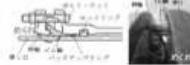
※3 ゴム輪の出入り状況: (A) 同一円周上に入、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(B) ゴム輪の角度が押輪に乗り上げたためめくれ状態 (右図) が存在しないこと。

(注) 両挿し口端の間隔 (y1) は、一方が配管する場合には記入不要。

L' (受口端面～白線Bの間隔) は、せめ配管の場合には記入不要。

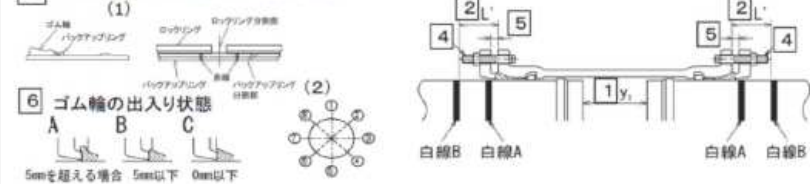
※ 継手写真の例



N S 形 継 手 チェックシート (継輪 (φ500～φ1000))

工 事 名		(No.)
工 区		継手施工書
配 管 区 No.		
測 点 No.		
呼び径・管種		

3 ハックアップリングの向き、分割部の位置



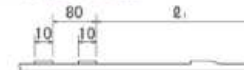
6 ゴム輪の出入り状態



施工月日	
管 及 び 形 状	
略 図	

継 手 No.	
清 掃	
清 掃 前	
受挿し箇所の調整	
バックアップリングの向き、分割部の位置 ^{※1}	(1) (2)
押輪分割部の上下配置	
ボルト	数 トルク
押輪～受口間隔 ^{※2}	① ② ③ ④
ゴム輪の出入り状況 ^{※3}	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
両挿し口端の間隔 (y1)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
受口端面～白線Bの間隔 (L')	① ② ③ ④
判 定	
備 考	

備考
1. 白線表示の位置



呼び径	L' (mm)
500	220
600	220
700	257
800	265
900	265
1000	268

2. 両挿し口端の間隔 (y1) および L' 寸法 (y1 の場合)

呼び径	y1 (mm)	L' (mm)
500	260	105
600	260	105
700	300	87
800	305	98
900	305	98
1000	310	103

判定基準: ※1 バックアップリングの向き、分割部の位置 (バックアップリングの分割部がゴム輪側にあること。バックアップリング分割部とバックアップリング分割部が重ならないこと。)

※2 押輪～受口間隔: 最大値～最小値≦5mm (同一円周上)

※3 ゴム輪の出入り状況: (A) 同一円周上に入、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(B) ゴム輪の角度が押輪に乗り上げたためめくれ状態 (右図) が存在しないこと。

(注) 両挿し口端の間隔 (y1) は、一方が配管する場合には記入不要。

L' (受口端面～白線Bの間隔) は、せめ配管の場合には記入不要。

※ 継手写真の例



付則1-2 水道配水用ポリエチレン管施工要領

12. 適用月日

この要領は、令和7年4月1日より適用する。

E F 接合チェックシート												
工事名												
工 区												
配管図No.												
露 点 No.												
呼び径・管種												
										(No.)		継手施工者
参考様式												
発電機の仕様:						コントロールの仕様:						
施工月日												
気 温												
管No. 及び形状												
略 図												
継 手No.												
準備	発電機確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	融着機確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
施工状況	天 候											
	隠蔽の有り無											
	曲げ施工の有無											
	湧水の有り無											
接合	管・継手の清掃点検											
	挿入標線記入											
	切削面記入											
	融着面切削 (スクレーパ)											
	エタール (アセトン) 清掃											
	挿入・クランプ 固定											
通電	通電終了時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	インジケータの隆起	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
検査	クランプ 取り外し時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	冷却時間 (分)											
	埋戻し開始時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	接合総合判定	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考:												

付則1-2 水道配水用ポリエチレン管施工要領

12. 適用月日

この要領は、平成31年4月1日より適用する。

E F 接合チェックシート												
工事名												
工 区												
配管図No.												
露 点 No.												
呼び径・管種												
										(No.)		現場代理人 主任技術者
継手施工者												
発電機の仕様:						コントロールの仕様:						
施工月日												
気 温												
管No. 及び形状												
略 図												
継 手No.												
準備	発電機確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	融着機確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
施工状況	天 候											
	隠蔽の有り無											
	曲げ施工の有無											
	湧水の有り無											
接合	管・継手の清掃点検											
	挿入標線記入											
	切削面記入											
	融着面切削 (スクレーパ)											
	エタール (アセトン) 清掃											
	挿入・クランプ 固定											
通電	通電終了時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	インジケータの隆起	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
検査	クランプ 取り外し時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	冷却時間 (分)											
	埋戻し開始時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	接合総合判定	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考:												

<p>付則2 提出時の要領</p>	<p>付則2-1 提出書類作成要領</p> <p>4. 提出書類</p> <p>～略～</p> <p>5) 施工体制台帳・施工体系図</p> <p>下請業者（一次、二次、三次下請等）がある場合に、施工体制台帳及び再下請負通知書に必要事項を記載し、請負契約書の写しを添付して提出する。様式は国土交通省「施工体制台帳に係る書類の提出について」を参照すること。</p> <p>6) 配水管技能者等選任通知書</p> <p>～略～</p> <p>7) 施工計画書</p> <p>着手日までに提出すること。</p> <p>記載内容については、付則2-2「施工計画作成要領」に基づき作成すること。</p> <p>8) 工事打合簿</p> <p>必要が生じた場合、速やかに提出すること。</p> <p>工事打合簿による提出書類を参照のうえ、必要なものを提出すること。</p> <p>9) 配水管水圧試験報告書</p> <p>10) 段階確認書</p> <p>—削除—</p> <p>～略～</p> <p>—削除—</p>	<p>付則2-1 提出書類作成要領</p> <p>4. 提出書類</p> <p>～略～</p> <p>5) 施工体制台帳・施工体系図</p> <p>下請業者（一次、二次、三次下請等）がある場合に、施工体制台帳及び再下請負通知書に必要事項を記載し、請負契約書の写しを添付して提出する。</p> <p>6) 配水管技能者等承認申請書</p> <p>～略～</p> <p>—追加—</p> <p>7) 工事打合簿</p> <p>必要の都度提出すること。</p> <p>工事打合簿による提出一覧を参照のうえ、必要なものを提出すること。</p> <p>8) 配水管水圧試験報告書</p> <p>9) 段階確認書</p> <p>10) 工事一時中止通知書</p> <p>天災・人災等により受注者の責任のほかで工事を施工できない場合に提出すること。</p> <p>～略～</p> <p>14) 建設廃棄物処理結果報告書</p>
-------------------	--	--

～略～

5. 適用月日

この要領は、令和7年4月1日より適用する。

提出書類一覧

番号	名 称	記載箇所		要押印*1	部数
		約 款	仕様書		
1	工程表	第3条		—	2
2	現場代理人等指定(変更)通知書	第11条	1.1.12	—	2
3	現場代理人の常駐義務緩和 (常駐不要・兼務)承認申請書			—	
4	下請(計画・変更・結果)報告書	第8条	1.1.6	—	2
5	施工体制台帳・施工体系図		1.1.7		2
6	配水管技能者等選任通知書		4.1.1	—	2
7	施工計画書		1.4.1		2
8	工事打合簿		1.4.7	現・主	2
9	配水管水圧試験報告書		4.2.7	現・主	1
10	段階確認書		5.2.1	現・主	2
11	工期延長承認申請書	第22条		—	2
12	長期休業届		1.1.17	—	1
13	工事出来形検査請求書	第39条		—	1
14	完成通知書	第33条		—	2*2
15	完成写真		1.4.8	—	1*2
16	工事写真		1.4.8	現	1

建設廃棄物を処理後、すみやかに提出すること。

～略～

5. 適用月日

この要領は、平成31年4月1日より適用する。

提出書類一覧

番号	名 称	記載箇所		部数
		約 款	仕様書	
1	工程表	第3条		2
2	現場代理人等指定(変更)通知書	第11条	1.1.12	2
3	現場代理人の常駐義務緩和 (常駐不要・兼務)承認申請書			
4	下請(計画・変更・結果)報告書	第8条	1.1.6	2
5	配水管技能者等承認申請書		4.1.1	2
6	工事打合簿		1.4.7	2
7	配水管水圧試験報告書		4.2.7	1
8	段階確認書		1.1.3	2
9	工事一時中止通知書	第45条		2
10	工期延長承認申請書	第22条		2
11	長期休業届		1.1.17	1
12	工事出来形検査請求書	第39条		1
13	建設廃棄物処理結果報告書		1.2.8	2
14	完成通知書	第33条		2*
15	完成写真		1.4.8	1*
16	工事写真		1.4.8	1

17	出来形管理図表		付則 2-4	現	1
18	品質管理図表		付則 2-4	現	1
19	工事完成図 (CD-Rを含む)		付則 2-5	—	1
20	目的物引渡書	第 33 条		—	2
21	工事日報		1. 4. 6	—	1

※ 1 押印の種類は次のとおり。現：現場代理人印、主：主任技術者印

※ 2 負担工事等により部数が増える場合があるので、監督職員の指示によること。

工事打合簿による提出書類

番号	名 称	記載箇所	
		約 款	仕様書
1	工事カルテ (CORINS) 登録内容確認書		1. 1. 8
2	材料の使用承諾願		2. 1. 1
3	段階確認の結果報告		5. 2. 1
4	休日・夜間作業願		1. 1. 16
5	土砂受領書		3. 2. 4
6	施工数量・工期等の変更を伴う内容の協議 等		
7	その他工事の照査、フォローアップ、創意工夫など		

※ 地下埋設物証明書や道路使用許可証等を施工計画書に添付しない場合は個別に提出すること。

17	出来形管理図表		付則 2-4	1
18	品質管理図表		付則 2-4	1
19	工事完成図		付則 2-5	1
20	目的物引渡書	第 33 条		2
21	工事日報		1. 4. 6	1

※ 負担工事等により部数が増える場合があるので、監督職員の指示によること。

工事打合簿による提出書類

番号	名 称
1	施工計画書 仕様書付則 2-2 施工計画作成要領による記載項目
2	工事カルテ (CORINS) 登録内容確認書
3	施工体制台帳・施工体系図
4	材料の使用承諾願
5	段階確認の結果報告
6	休日作業願
7	地域貢献活動実施状況
8	既設管老朽度診断のための写真
9	その他 工事施工中の設計変更を伴う内容の協議 等

※ 地下埋設物証明書や道路使用許可証等を施工計画書に添付しない場合は個別に提出すること。

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名

工 程 表

下記工事につき別紙のとおり工程表を提出します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期

着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名

工 程 表

下記工事につき別紙のとおり工程表を提出します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期

着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

第4号様式（現場代理人等指定（変更）通知書）

現場代理人等指定（変更）通知書			
年 月 日			
(宛先) 山形市上下水道事業管理者			
受注者			
住所又は所在地			
氏名又は名称及び代表者氏名			
下記のとおり現場代理人等を指定（変更）したので通知します。			
記			
工 事 名			
工 事 場 所			
現場代理人		専門技術者	
氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日
生年月日		生年月日	
(専任) 主任技術者・監理技術者			
氏 名	年 月 日	資格名・ 合格番号	監理技術者資格者証 交 付 番 号
生年月日			
監理技術者補佐			
氏 名	年 月 日	資格名・ 合格番号	
生年月日			
監理技術者 兼 務 先	工 事 名		
	監理技術者 補佐氏名		
委任除外事項			

- 備考
- 1 氏名には、フリガナを付すこと。
 - 2 主任技術者・監理技術者は、該当する方を○で囲むこと。また、建設業法第26条第3項本文の建設工事により主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合は、専任を○で囲むこと。
 - 3 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、現場代理人等に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。
 - 4 主任技術者又は監理技術者は、原則として建設業法上の営業所の専任技術者でない者を記載すること。
 - 5 現場代理人及び監理技術者等と受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。

第4号様式（現場代理人等指定（変更）通知書）

現場代理人等指定（変更）通知書			
年 月 日			
(宛先) 山形市上下水道事業管理者			
受注者			
住所又は所在地			
氏名又は名称及び代表者氏名			
下記のとおり現場代理人等を指定（変更）したので通知します。			
記			
工 事 名			
工 事 場 所			
現場代理人		専門技術者	
氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日
生年月日		生年月日	
(専任) 主任技術者・監理技術者			
氏 名	年 月 日	資格名・ 合格番号	監理技術者資格者証 交 付 番 号
生年月日			
監理技術者補佐			
氏 名	年 月 日	資格名・ 合格番号	
生年月日			
監理技術者 兼 務 先	工 事 名		
	監理技術者 補佐氏名		
委任除外事項			

- 備考
- 1 氏名には、フリガナを付すこと。
 - 2 主任技術者・監理技術者は、該当する方を○で囲むこと。また、建設業法第26条第3項本文の建設工事により主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合は、専任を○で囲むこと。
 - 3 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、現場代理人等に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。
 - 4 主任技術者又は監理技術者は、原則として建設業法上の営業所の専任技術者でない者を記載すること。
 - 5 現場代理人及び監理技術者等と受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。

別紙様式（現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書）

現場代理人（常駐義務不要・別件工事兼務）承認申請書【該当するものに○印をつけて使用】

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

下記について、山形市建設工事請負契約約款第11条第3項の規定により、承認願います。
なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に留意します。

記

当該工事	工事名・請負金額（税込）	【 工事】 《請負金額 円（税込）》	
	工事場所	地内	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
	常駐義務不要（兼務）承認申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	常駐義務不要（兼務）承認申請の理由		
現場代理人・主任技術者等の別	・現場代理人 ・主任技術者	・現場代理人兼主任技術者又は監理技術者 ・監理技術者 (○印をつけること)	
工事所管課（発注者）	部 課	連絡先TEL	
兼務別件工事	工事名・請負金額（税込）	《 工事》 《請負金額 円（税込）》	
	工事場所	地内	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現場代理人・主任技術者等の別	・現場代理人 ・主任技術者	・現場代理人兼主任技術者又は監理技術者 ・監理技術者 (○印をつけること)
	工事所管課（発注者）	部 課	連絡先TEL
兼務別件工事	工事名・請負金額（税込）	《 工事》 《請負金額 円（税込）》	
	工事場所	地内	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現場代理人・主任技術者等の別	・現場代理人 ・主任技術者	・現場代理人兼主任技術者又は監理技術者 ・監理技術者 (○印をつけること)
	工事所管課（発注者）	部 課	連絡先TEL

年 月 日

受注者氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形市上下水道事業管理者（発注者）

上記について、承認します。
しません。

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。
2 発注者は、本申請の結果が決定した後、その決定を示した本書の副本を受注者に交付するものとする。
3 発注者等が異なる場合は、双方の発注者からの承認があった旨の打合せ簿等の裏面を添付すること。
4 兼務別件工事が2件を超える場合は、適宜欄を追加すること。
5 当該工事について、工事所管課が異なる場合は、提出先が所管する工事を記載し、工事所管課が同一である場合は、新たに承認申請を行う工事を記載すること。
6 建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置する場合において、契約変更により請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となるときは、兼務が認められなくなることに注意すること。

様式第1号（第4条関係）

現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）承認申請書
【該当するものに○印をつけて使用】

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
所在地
氏名・名称
及び代表者

下記について、山形市建設工事請負契約約款第11条第3項の規定により、承認願います。
なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に留意します。

記

兼務（常駐不要）工事①	工事名（契約番号）		契約金額（税込）	円
	工事場所			
	工期	年 月 日から	年 月 日まで	
	承認申請者の氏名及び連絡先	電話 - -		
	承認申請者の職	現場代理人・現場代理人兼主任技術者・主任技術者		
兼務（常駐不要）承認申請の理由	年 月 日から 年 月 日まで			
工事所管課（発注者）				
兼務工事②	工事名（契約番号）		契約金額（税込）	円
	工事場所			
	工期	年 月 日から	年 月 日まで	
	承認申請者の氏名			
	承認申請者の職	現場代理人・現場代理人兼主任技術者・主任技術者		
工事所管課（発注者）				

年 月 日

受注者 様

山形市上下水道事業管理者

上記について、承認します。
しません。

- 備考 1 本書は、申請対象工事の監督職員に正副2通提出すること。
2 発注者は、本申請の結果が決定した後、その決定を示した本書の副本を受注者に交付する。
3 発注者等が異なる場合は、双方の発注者からの承認があった旨の打合せ簿等の裏面を添付すること。

配水管技能者等選任通知書

下記のとおり配水管技能者等として選任しましたので通知します。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事場所
- 3. 受注者名
- 4. 氏名及び資格

氏名	種別	番号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号

5. 添付書類 資格要件を証明する書類、雇用関係を証明する書類の写し



山形市上下水道事業管理者

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 氏名 〇

配水管技能者等承認申請書

下記のとおり配水管技能者等として承認くださいますよう申請いたします。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事場所
- 3. 氏名及び資格

氏名	種別	番号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> DIP (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大口径)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> PE管 (<input type="checkbox"/> 受講証 <input type="checkbox"/> 修了証)	第 <input type="text"/> 号
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者	第 <input type="text"/> 号

4. 添付書類 資格要件を証明する書類、雇用関係を証明する書類の写し

上記のとおり承認する。

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

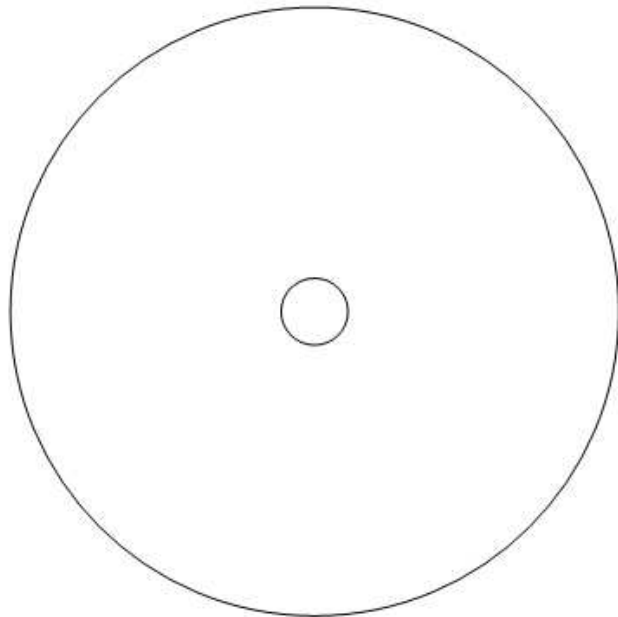
年 月 日

配水管水圧試験報告書

下記工事について水圧試験を実施したので報告します。

記

- (1) 工事名 _____
- (2) 工事場所 _____
- (3) 受注者名 _____
- (4) 試験日時 _____年 月 日 _____時 分 ~ _____時 分
- (5) 立会人 監督職員 職氏名 _____
- (6) 試験方法 設計値 _____ MPa
実測値 _____ MPa — □ 時間 (管種 _____ φ _____)
- (7) 《表面》試験区間の位置図 (住宅地図に赤線で配管路線を記入し、口径・距離を旗上げ)



総括 監督員	監督員

現場代理人	主任 (監理) 技術者

年 月 日

山形市上下水道事業管理者。

受注者。

住所又は所在地。

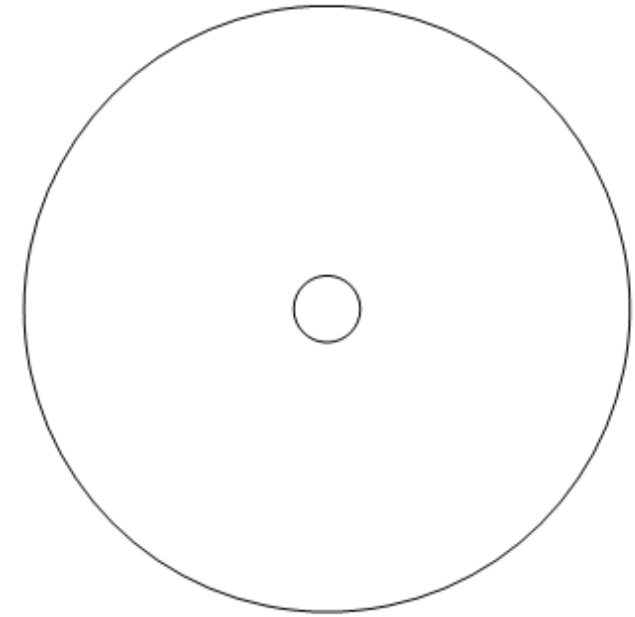
氏名又は名称及び代表者 氏 名 印。

配水管水圧試験報告書

下記工事について水圧試験を実施したので報告します。

記

- (1) 工事名 _____
- (2) 試験日時 _____年 月 日 _____時 分 ~ _____時 分
- (3) 立会人 監督職員 職氏名 _____ 印
- (4) 試験方法 設計値 _____ MPa
実測値 _____ MPa — □ 時間 (管種 _____ φ _____)
- (5) 《表面》試験区間の位置図 (住宅地図に赤線で配管路線を記入し、口径・距離を旗上げ)



現場代理人	主任 (監理) 技術者

—削除—

第5号様式

工事一時中止通知書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 氏 名 印

下記の工事の施行を一時中止するので通知します。

記

工 事 名

工 事 場 所

一 時 中 止 期 間

一 時 中 止 の 範 囲

一 時 中 止 の 理 由

第6号様式

工期延長承認申請書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名

下記について、承認願います。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
申請時の出来形	
延 長 工 期	
延長を必要とする 理 由	

年 月 日

受注者
氏名又は名称及び代表者 氏名 様

山形市上下水道事業管理者

○

上記について承認 する。
 しない。

備考 本書は正副2通提出し、申請について決定したうえ1通を受注者に交付する。

第6号様式

工期延長承認申請書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名

下記について、承認願います。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
申請時の出来形	
延 長 工 期	
延長を必要とする 理 由	

年 月 日

受注者
氏名又は名称及び代表者 氏名 様

山形市上下水道事業管理者

○

上記について承認 する。
 しない。

備考 本書は正副2通提出し、申請について決定したうえ1通を受注者に交付する。

年 月 日

長期休業届

下記工事について、(夏季 ・ 年末年始) 休暇を実施いたしますのでお届けします。
なお、休暇期間内については安全管理を行い、事故等のないよう十分留意いたしますのでよろしくお願ひします。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 工 事 場 所 _____
- 3 受 注 者 名 _____
- 4 工 期 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで
- 5 休 業 期 間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで
- 6 現 場 状 況 _____

7 緊急連絡先

	氏 名	自宅番号	携帯番号
現場代理人			
代 表 者			
安全管理員			

総 括 監 督 員	監 督 員

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 氏 名 印

長期休業届

下記工事について、(夏季 ・ 年末年始) 休暇を実施いたしますのでお届けします。
なお、休暇期間内については安全管理を行い、事故等のないよう十分留意いたしますのでよろしくお願ひします。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 工 事 場 所 _____
- 3 工 期 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで
- 4 休 業 期 間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで
- 5 現 場 状 況 _____

6 緊急連絡先

	氏 名	自宅番号	携帯番号
現場代理人			
代 表 者			
安全管理員			

様式第10号

工事出来形検査請求書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 氏 名

下記工事について検査されるよう請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	¥
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約締結年月日	年 月 日
出 来 形 完 成 年 月 日	年 月 日

様式第10号

工事出来形検査請求書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 氏 名

下記工事について検査されるよう請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	¥
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約締結年月日	年 月 日
出 来 形 完 成 年 月 日	年 月 日

—削除—

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 氏 名 印

建設廃棄物処理結果報告書

年 月 日契約の 工事から発生した
建設廃棄物については、下記のとおり適正に処理したので報告します。

記

1. 工事概要

(1) 工事場所

(2) 工 期 年 月 日から

年 月 日まで

(3) 請負代金額 円

うち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

円

2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

年 月 日

3. 処理結果

廃棄物種類	数量	処理方法	処理施設名称・所在地	運搬距離 (km)

※1 再資源化等に要した費用は、下記の処分等に要した運搬費及び処分料金（諸経費除き、税込）の額を記入する。処理方法は、再生・最終・自社のいずれかを記入する。

（特定建設資材廃棄物：廃棄物のうちコンクリート・アスファルト・木材）

※2 工事完成時に2. の再資源化が完了していない場合は空欄として提出し、再資源化完了後に再度提出する。

※3 処理方法は、再生・最終・自社のいずれかを記入する。

（再生：再資源化施設及び他工事、最終：最終処分、自社：自社処分）

第8号様式

完 成 通 知 書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名

下記工事が完成したので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	¥
工 期	年 月 日 年 月 日
工 事 完 成 の 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	※ 年 月 日
検 査 員	※ 職 氏 名
摘 要	

- 備考 1 本書は正副2通を提出し、検査完了後1通は受注者に交付すること。
2 ※印欄は、発注者において記入すること。

第8号様式

完 成 通 知 書

年 月 日

山形市上下水道事業管理者

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名 印

下記工事が完成したので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	¥
工 期	年 月 日 年 月 日
工 事 完 成 の 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	※ 年 月 日
検 査 員	※ 職 氏 名 印
摘 要	

- 備考 1 本書は正副2通を提出し、検査完了後1通は受注者に交付すること。
2 ※印欄は、甲において記入すること。

第9号様式

工事目的物引渡書	
年月日	
山形市上下水道事業管理者	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者 氏名	
下記工事目的物を引渡しします。	
記	
工事名	
工事場所	
請負代金額	¥
工期	年 月 日から 年 月 日まで
工事完成年月日	年 月 日
上記の工事目的物を引受けました。	
年月日	
山形市上下水道事業管理者	

備考 本書は正副2通を提出し、引渡完了後1通は受注者に交付すること。

第9号様式

工事目的物引渡書	
年月日	
山形市上下水道事業管理者	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者 氏名	
下記工事目的物を引渡しします。	
記	
工事名	
工事場所	
請負代金額	¥
工期	年 月 日から 年 月 日まで
工事完成年月日	年 月 日
上記の工事目的物を引受けました。	
年月日	
山形市上下水道事業管理者	

備考 本書は正副2通を提出し、引渡完了後1通は受注者に交付すること。

付則 2-3 工事記録写真撮影要領

4. 写真の分類及び撮影箇所

～略～

2) 工事写真

工事設計図書に基づいて工事が適切に実施されているか等を確認するための写真。

管布設工事の測点は、設計図書に明記された箇所（路線別に 100m 毎、最低 2 箇所に設置）とし、既設管連絡時に全管路が撮影できる路線は、監督職員の指示により省略できるものとする。また、路面復旧工事の測点は、山形県県土整備部「共通仕様書-土木工事施工管理基準及び規格値-」を参照し設置するものとする。その他として監督職員が指示する箇所を撮影すること。

—図を削除—

5. 撮影用黒板

各工種の写真を撮影する場合は、撮影箇所等が明確になるよう撮影用黒板を用い、周囲の地形、地物、測点を背景に入れて、他の場所の写真と区別できるようにすること。

なお、黒板の寸法・配置は任意とするが、下記の記載例を参考に工事に必要な内容を網羅し、かつ明瞭に示すものであること。

付則 2-3 工事記録写真撮影要領

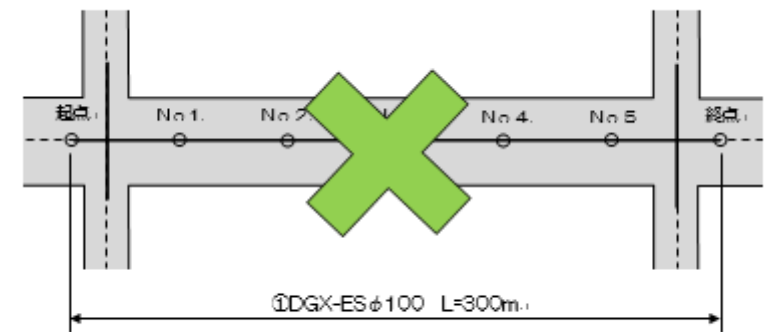
4. 写真の分類及び撮影箇所

～略～

2) 工事写真

工事設計図書に基づいて工事が適切に実施されているか等を確認するための写真。

管布設工事の測点は、設計図書に明記された箇所（路線別に 50m～100m 程度毎、最低 2 箇所に設置）とし、既設管連絡時に全管路が撮影できる路線は、監督職員の指示により省略できるものとする。また、路面復旧工事の測点は、山形県県土整備部「共通仕様書-土木工事施工管理基準及び規格値-」を参照し設置するものとする。その他として監督職員が指示する箇所を撮影すること。



5. 撮影用黒板

各工種の写真を撮影する場合は、撮影箇所等が明確になるよう撮影用黒板を用い、周囲の地形、地物、測点を背景に入れて、他の場所の写真と区別できるようにすること。

工事名		略図
工種		
口径		
位置		
設計寸法		
実測寸法		
立会者名		

撮影用黒板記載例

～略～

8. 写真の整理

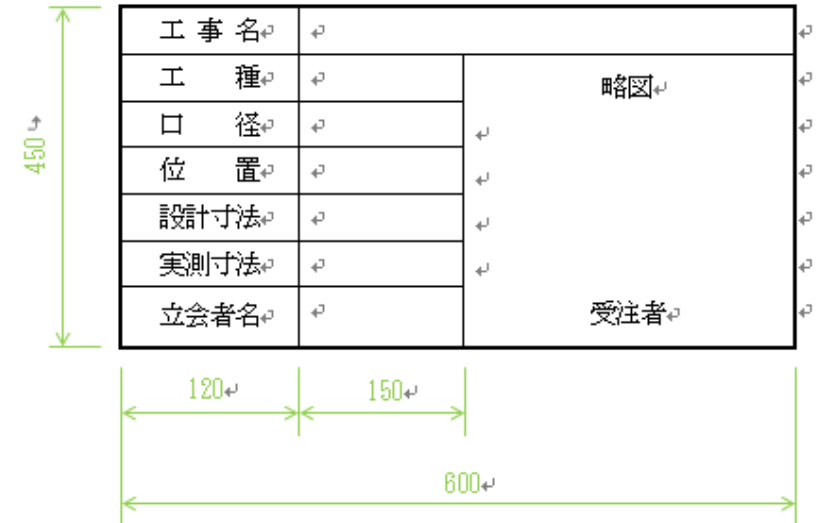
～略～

3) 工事写真



背表紙作成例

～略～



撮影用黒板寸法

～略～

8. 写真の整理

～略～

3) 工事写真



背表紙作成例

～略～

11. 電子納品

工事写真を電子納品で提出する場合は、「山形県電子納品運用マニュアル」に基づき納品すること。

12. 適用月日

この要領は、令和7年4月1日より適用する。

写真撮影箇所一覧

～略～

①-1 管布設 DIP布設(単独・同調(他事業が掘削した箇所に埋設))

番号	種 別	単 独	同 調	撮 影 の 要 点
～略～				
12	管位置確認	○	○	管の埋設深さ・官民境からの離れを確認できるもの
～略～				

～略～

②-7 付帯工

番号	種 別	細 別	撮 影 の 要 点
～略～			
5	排水設備 設置	吐水口穿孔状況	側溝に吐水口を穿孔している状況
		配管状況	撮影用黒板に排水口までの配管を記入し、状況を確認できるもの
		吐水口補修状況	側溝に排水口を取り付け、補修完了の状況
		吐水口確認	グレーチングを設置またはピンによる吐水口位置を明示している状況
～略～			

—追加—

11. 適用月日

この要領は、平成31年4月1日より適用する。

写真撮影箇所一覧

～略～

①-1 管布設 DIP布設(単独・同調(他事業が掘削した箇所に埋設))

番号	種 別	単 独	同 調	撮 影 の 要 点
～略～				
12	管位置確認	○	○	管の埋設深さ・官民境からの離れを確認できるもの 既設連絡の場合は、接続箇所のオフセット確認(3点)状況
～略～				

～略～

②-7 付帯工

番号	種 別	細 別	撮 影 の 要 点
～略～			
5	排水設備 設置		
		配管状況	撮影用黒板に排水口までの配管を記入し、状況を確認できるもの
		吐水口補修状況	側溝に排水口を取り付け、補修完了の状況写真
		吐水口確認	グレーチングを設置またはピンによる吐水口位置を明示している状況
～略～			

④ 給水管切替工

番号	種 別	撮影箇所の要点
～略～		
2	分水状況	分水穿孔している状況、給水装置工事配管技能者であることを確認 できること
		切りくず排出の状況
		防錆コアを挿入する状況
		防錆コア挿入後の状況
～略～		

～略～

④ 給水管切替工

番号	種 別	撮影箇所の要点
～略～		
2	分水状況	分水穿孔している状況、給水装置工事配管技能者であることを 確認できること
		防錆コアを挿入する状況、切りくず排出の状況
～略～		

～略～

付則 2-5 工事完成図等作成要領

② 管路図

ア) 概要

当該工事区間の口径・延長・離れ・埋設深度・弁栓台帳図の有無を表す図面。

イ) 文字サイズ・線の太さ

下記のとおりとする。

<管路図 文字サイズ一覧>

種 類	サイズ
タイトル	5mm
表題、当該工事区間管情報、 行政区名、 弁栓台帳図・異形管詳細作成箇所	2mm
目標物名、既設管情報、 オフセット・デプス、 排水設備口径、番地、 店舗名、給水装置番号、 分水口径、 異形管詳細内の異形管情報	1 ~ 1.5mm

<管路図 線の太さ一覧>

種 類	線の太さ
図枠太線	0.5mm
管路	0.2~0.4mm
既設管路	0.2mm
背景図	0mm
上記以外	0mm

③ 弁栓台帳図 (異形管詳細図)

ア) 概要

当該工事区間の弁栓類設置箇所等の配管状況を把握する目的で作成する図面。

イ) 文字サイズ・線の太さ

下記のとおりとする。

<弁栓台帳図 文字サイズ一覧>

種 類	サイズ
タイトル、台帳 No.、 工事年度及び弁栓番号	5mm
住所・店舗名	3mm
上記以外	2mm

<弁栓台帳図 線の太さ一覧>

種 類	線の太さ
図枠太線	0.50mm
図枠細線	0.20mm
管路	0.25mm
背景図・その他	0mm

ii 管路

ii-1 直管部

管路を作成するとき、異形管の詳細がわかる箇所については管割を記載し、詳細がない場合は直線で記載とし、位置も不明な場合は破線で記載する。

<管路記載例>



ii-2 異形管部

管の受口のサイズは、図面上で受口側及びを管口径+1mm程度とし、長さを1.2mm程度の台形で記載する。異形管・仕切弁延長は実測値とし、仕切弁幅も受口と同程度とする。但し、受口の飲み込み分延長を勘案し記載すること。

付則 2-5 工事完成図等作成要領

② 管路図

ア) 概要

当該工事区間の口径・延長・離れ・埋設深度・弁栓台帳図の有無を表す図面。

イ) 文字サイズ・線の太さ

下記のとおりとする。

<管路図 文字サイズ一覧>

種 類	サイズ
タイトル	5mm
表題、当該工事区間管情報、 行政区名、 弁栓台帳図・異形管詳細作成箇所	2mm
目標物名、既設管情報、 オフセット・デプス、 排水設備口径、番地、 店舗名、給水装置番号、 分水口径、 異形管詳細内の異形管情報	1mm

<管路図 線の太さ一覧>

種 類	線の太さ
図枠太線	0.5mm
管路	0.2mm
既設管路	0.2mm
背景図	0mm
上記以外	0mm

③ 弁栓台帳図 (異形管詳細図)

ア) 概要

当該工事区間の弁栓類設置箇所等の配管状況を把握する目的で作成する図面。

イ) 文字サイズ・線の太さ

下記のとおりとする。

<弁栓台帳図 文字サイズ一覧>

種 類	サイズ
タイトル、台帳 No.、 工事年度及び弁栓番号	9mm
住所・店舗名	5mm
上記以外	4mm

<弁栓台帳図 線の太さ一覧>

種 類	線の太さ
図枠太線	0.50mm
図枠細線	0.20mm
管路	0.25mm
背景図・その他	0mm

ii 管路

ii-1 直管部

管路を作成するとき、異形管の詳細がわかる箇所については管割を記載し、詳細がない場合は直線で記載とし、位置も不明な場合は破線で記載する。

<管路記載例>



ii-2 異形管部

管の受口のサイズは、図面上で受口側及びを管口径+2mm程度とし、長さを2.5mm程度の台形で記載する。異形管・仕切弁延長は実測値とし、仕切弁幅も受口と同程度とする。但し、受口の飲み込み分延長を勘案し記載すること。

CD による提出方法についての記載を 1 ページに集約

CD による提出方法について
提出CDの表記例



作成者は、正確に作成した会社名を言います
オンラインで使長の場合は、
"タイル対策 オフライン"と入力

データ作成例

1. フォルダ名

2. 各種フォルダ名

- ※1 完成図一式 tiff データを格納するフォルダ
- ※2 給水管切替図 sfc データを格納するフォルダ
- ※3 弁検台帳一式 sfc データを格納するフォルダ
- ※4 弁検台帳一式 tiff データを格納するフォルダ

3. ファイル名

(1) 完成図 tiff

(2) 給水管切替図 tiff

(3) 弁検台帳図 sfc

(4) 弁検台帳図 tiff

※tiff データの解像度は、300dpi とする。

※sfc データの解像度は、400dpi とする。

一文面に集約のため削除

工事完成図等作成要領の沿革

～略～

平成31年 4月 配水管工事標準仕様書 2019年改訂版 付則2-5 一部改訂
令和 7年 4月 配水管工事標準仕様書 2025年改訂版 付則2-5 一部改訂

・図面の文字のサイズ、線の太さ等について

別添2

② 管路図

イ) 文字サイズ・線の太さ

<管路図 文字サイズ一覧>

種 類	サイズ
タイトル	5mm
表題、当該工事区間管情報、 行政区域名、 弁検台帳図・異形管詳細作成箇所	2mm
目標物名、既設管情報、 オフセット・ダブス、 排水設備口種、汚地、 唐納名、給水装置番号、 分水口種、 異形管詳細内の異形管情報	1mm

全体の見やすさで1.5mm程度も可

全体の見やすさで0.2~0.4mm程度も可

<管路図 線の太さ一覧>

種 類	線の太さ
図枠入線	0.5mm
管路	0.2mm
既設管路	0.2mm
管径図	0mm
上記以外	0mm

③ 弁検台帳図（異形管詳細図）

イ) 文字サイズ・線の太さ

<弁検台帳図 文字サイズ一覧>

種 類	サイズ
タイトル、台帳 No、 工事年度及び弁検番号	9mm
住所・店番名	5mm
上記以外	4mm

A1・A2(1:100)で作成した場合の大きさに
なっています。A3・A4(1:200)で作成
の際は、5mm程度をお願いします。

上記同様、A3・A4(1:200)で作成の際
は、3mm程度をお願いします。

上記同様、A3・A4(1:200)で作成の際
は、2mm程度をお願いします。

1:100で作成した場合の大きさを表記しています

ウ) レイアウト

ii-2 異形管部

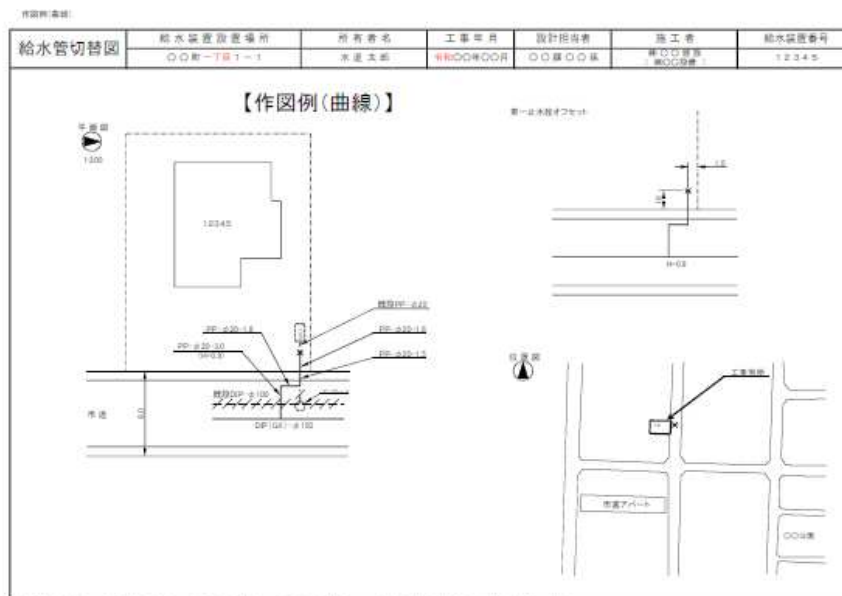
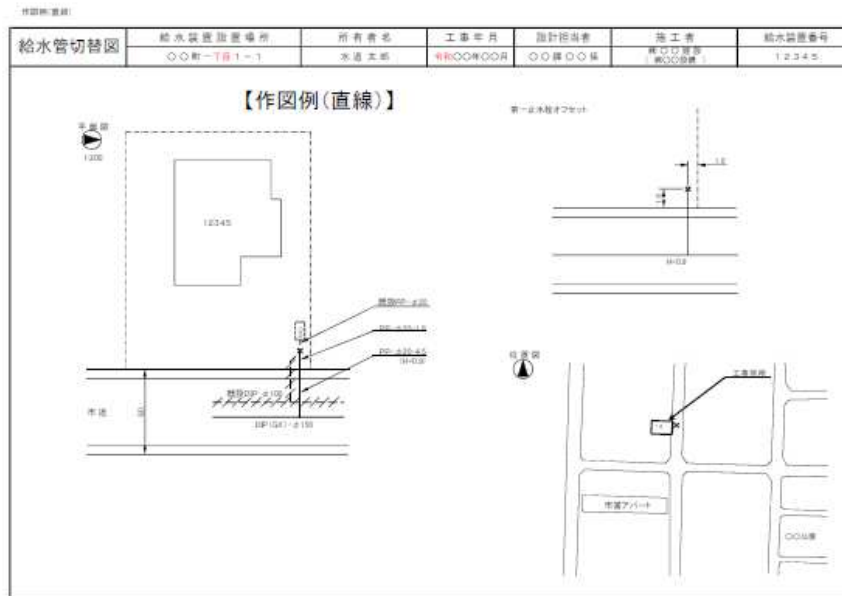
管の受口のサイズは、図面上で受口側及び管口径(2mm)程度とし、長さを(2.5mm)程度の台形で記載する。異形管・仕切弁延長は実測値とし、仕切弁幅も受口と同程度とする。但し、受口の飲み込み分延長を勘案し記載すること。

工事完成図等作成要領の沿革

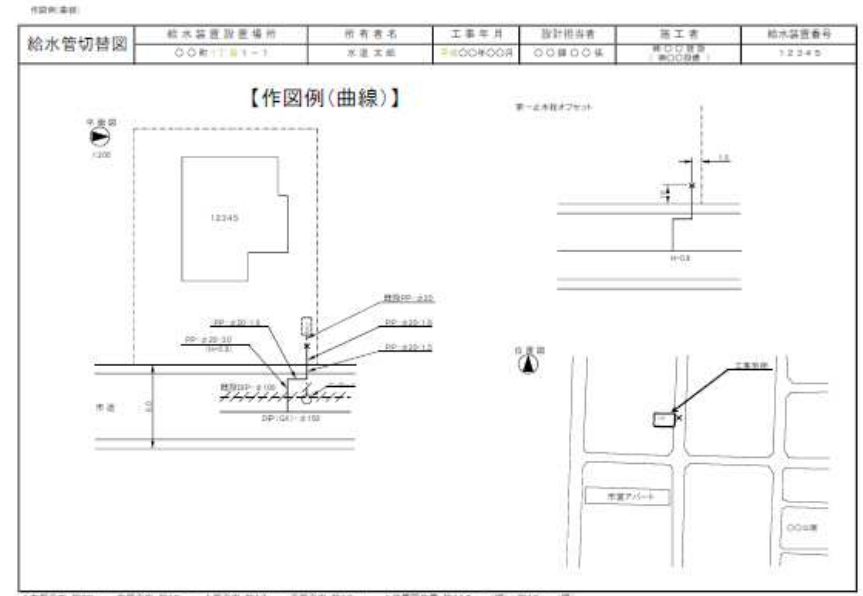
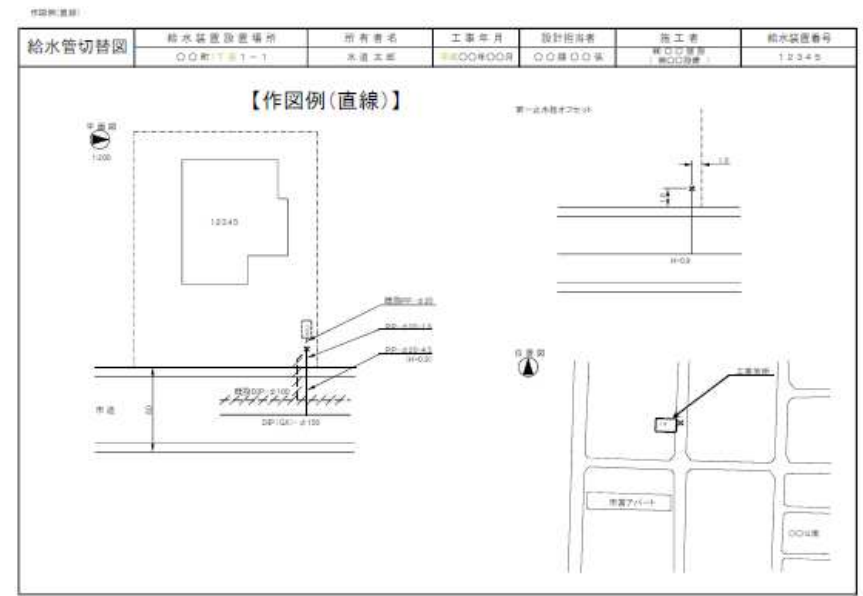
～略～

平成31年 4月 配水管工事標準仕様書 2019年改訂版 付則2-5 一部改訂

付則 2-6 給水装置工事台帳図作成マニュアル 給水管切替図



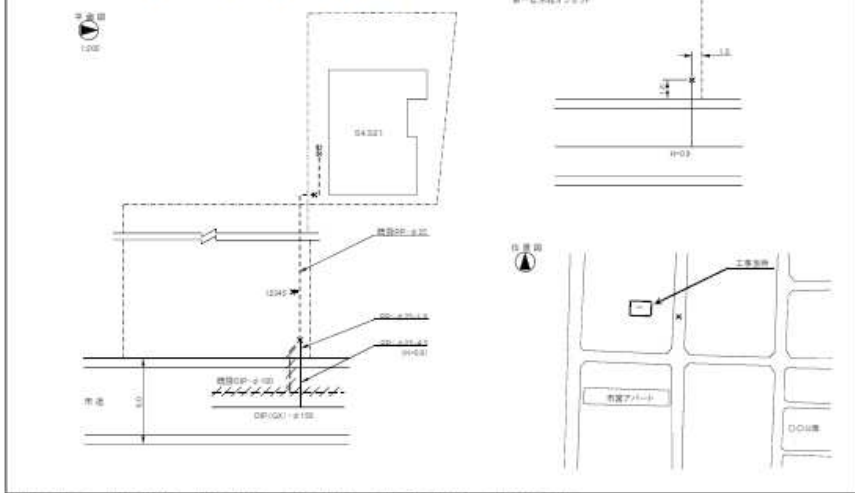
付則 2-6 給水装置工事台帳図作成マニュアル 給水管切替図



建築図の作図例(親・本線側)

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇軒1丁目1-1	水道太郎	令和〇〇年〇〇月	〇〇様〇〇様	株式会社〇〇〇 (株式会社〇〇〇)	54321

【連合線の作図例(親・本線側)】

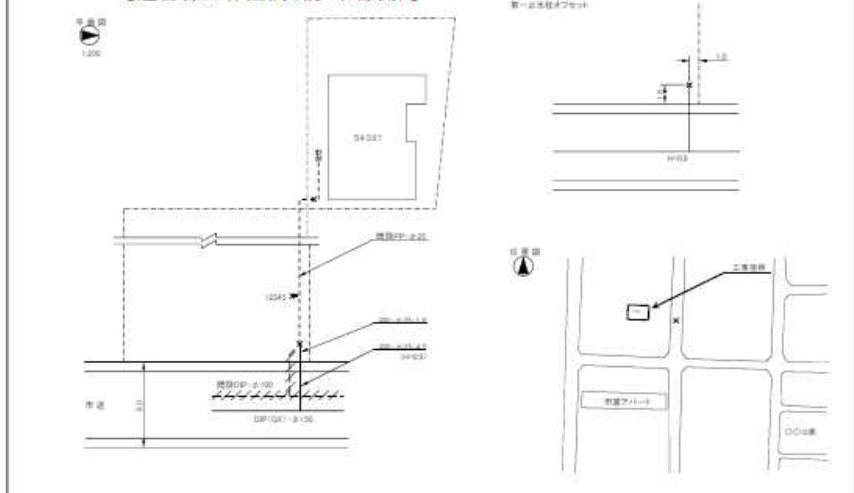


●左側余白:約20mm 右側余白:約15mm 上部余白:約17mm 下部余白:約13mm ●位置関係:約11.5mm(縦)・約15mm(横)

建築図の作図例(親・本線側)

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇軒1丁目1-1	水道太郎	令和〇〇年〇〇月	〇〇様〇〇様	株式会社〇〇〇 (株式会社〇〇〇)	54321

【連合線の作図例(親・本線側)】

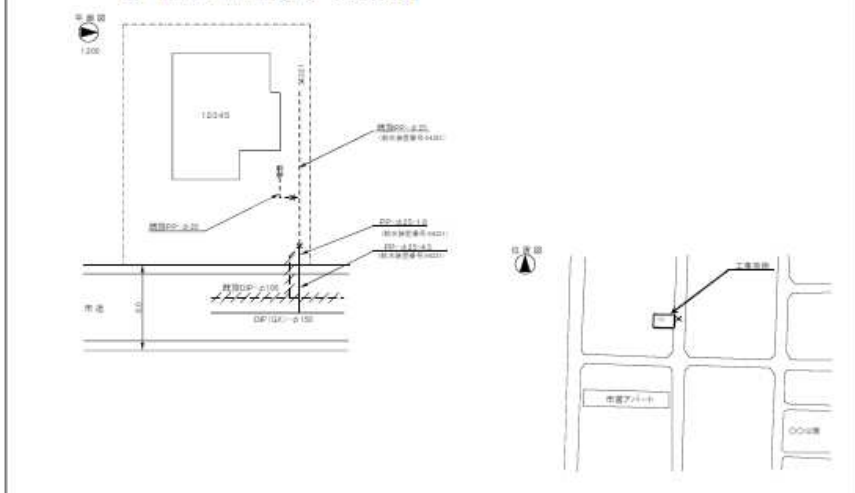


●左側余白:約20mm 右側余白:約15mm 上部余白:約17mm 下部余白:約13mm ●位置関係:約11.5mm(縦)・約15mm(横)

建築図の作図例(子・分岐側)

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇軒1丁目1-1	水道太郎	令和〇〇年〇〇月	〇〇様〇〇様	株式会社〇〇〇 (株式会社〇〇〇)	12345

【連合線の作図例(子・分岐側)】

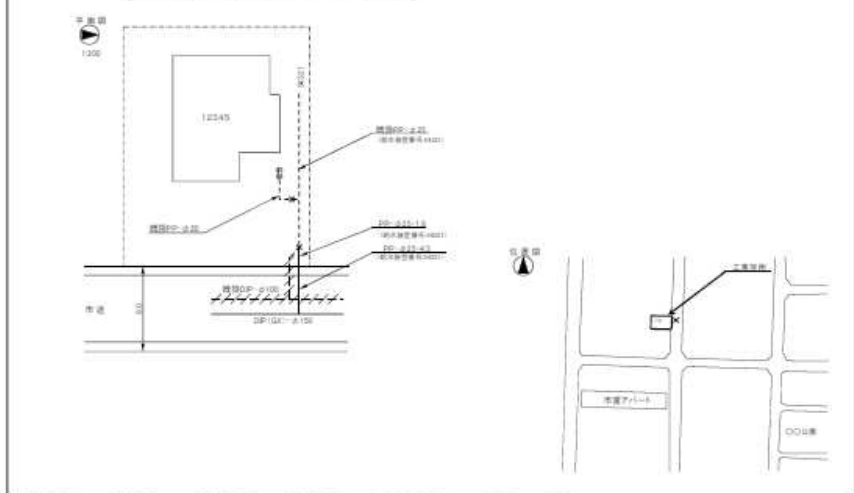


●左側余白:約20mm 右側余白:約15mm 上部余白:約17mm 下部余白:約13mm ●位置関係:約11.5mm(縦)・約15mm(横)

建築図の作図例(子・分岐側)

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇軒1丁目1-1	水道太郎	令和〇〇年〇〇月	〇〇様〇〇様	株式会社〇〇〇 (株式会社〇〇〇)	12345

【連合線の作図例(子・分岐側)】

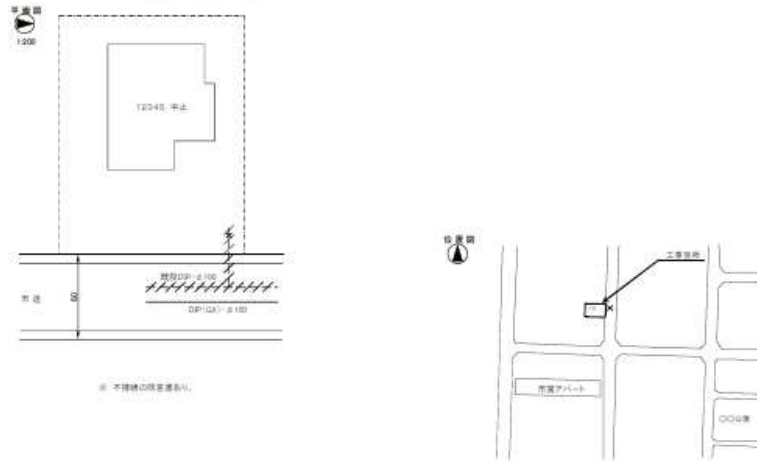


●左側余白:約20mm 右側余白:約15mm 上部余白:約17mm 下部余白:約13mm ●位置関係:約11.5mm(縦)・約15mm(横)

平法の作図例

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇新1丁目1-1	水道本部	〇〇〇〇年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇〇 (〇〇〇〇代表)	12345

【中止の作図例】

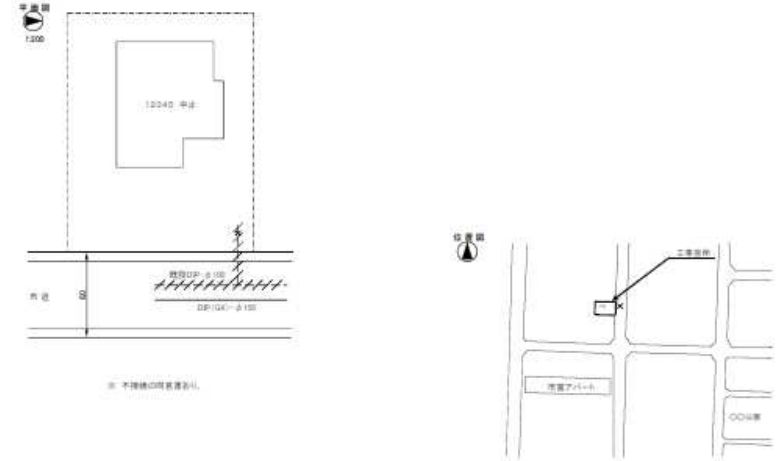


●左側深さ 約20mm 右側深さ 約15mm 上層深さ 約17mm 下層深さ 約13mm ●位置関係は 約115mm(幅) × 約155mm(高)

平法の作図例

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇新1丁目1-1	水道本部	〇〇〇〇年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇〇 (〇〇〇〇代表)	12345

【中止の作図例】

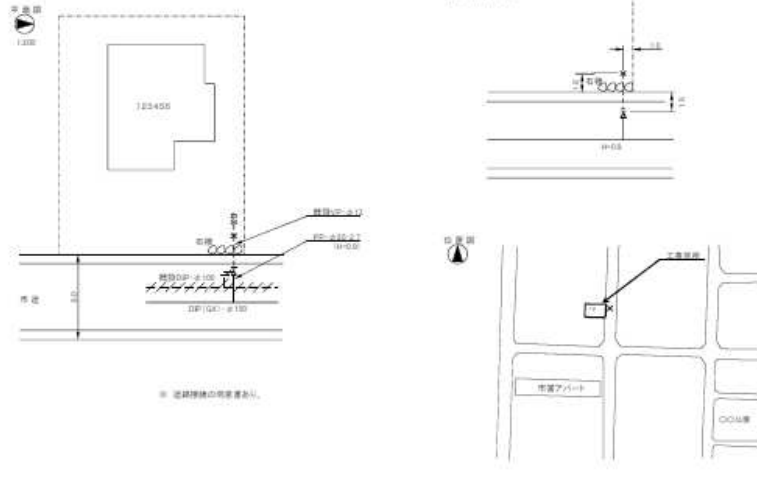


●左側深さ 約20mm 右側深さ 約15mm 上層深さ 約17mm 下層深さ 約13mm ●位置関係は 約115mm(幅) × 約155mm(高)

所有者都合による途中接続の作図例

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇新1丁目1-1	水道本部	〇〇〇〇年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇〇 (〇〇〇〇代表)	123456

【所有者都合による途中接続の作図例】

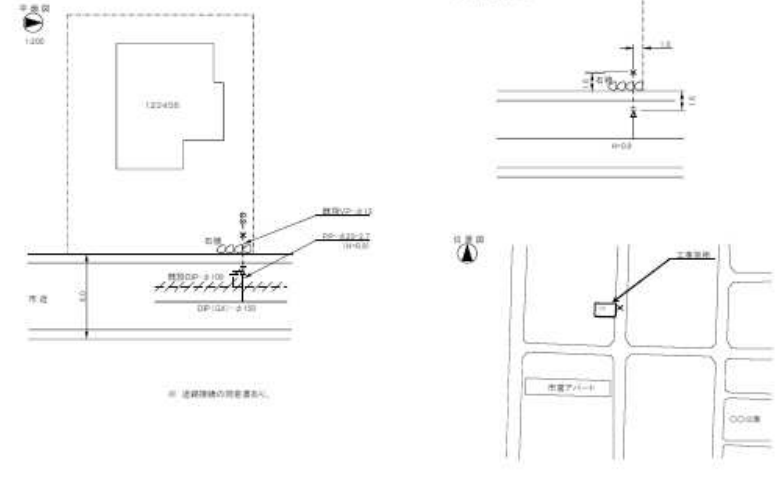


●左側深さ 約20mm 右側深さ 約15mm 上層深さ 約17mm 下層深さ 約13mm ●位置関係は 約115mm(幅) × 約155mm(高)

所有者都合による途中接続の作図例

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当者	施工者	給水装置番号
	〇〇新1丁目1-1	水道本部	〇〇〇〇年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇〇 (〇〇〇〇代表)	123456

【所有者都合による途中接続の作図例】

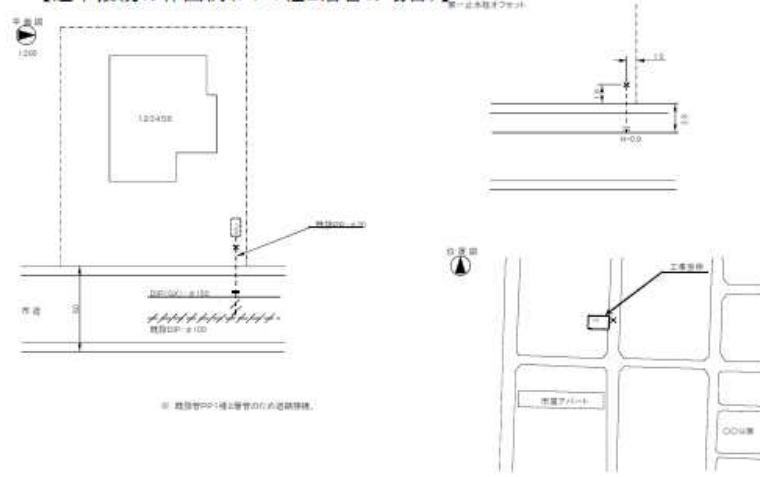


●左側深さ 約20mm 右側深さ 約15mm 上層深さ 約17mm 下層深さ 約13mm ●位置関係は 約115mm(幅) × 約155mm(高)

途中接続の作図例(PP1種2層管の場合)

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当	施工者	給水装置番号
	〇〇町1丁目1-1	水道本部	R1600年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇 〇〇〇〇課	123456

【途中接続の作図例(PP1種2層管の場合)】

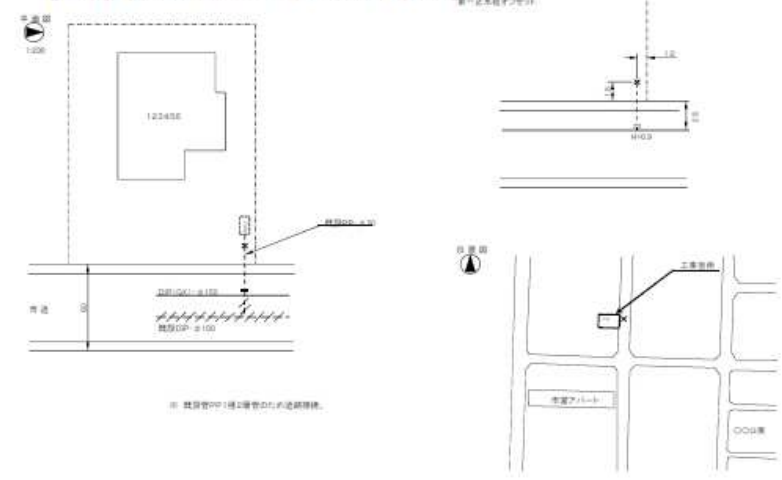


●左側高台: 約20mm 右側高台: 約15mm 上層高台: 約17mm 下層高台: 約13mm ●位置関係: 約11.5mm(縦) × 約15mm(横)

途中接続の作図例(PP1種2層管の場合)

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当	施工者	給水装置番号
	〇〇町1丁目1-1	水道本部	R1600年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇 〇〇〇〇課	123456

【途中接続の作図例(PP1種2層管の場合)】

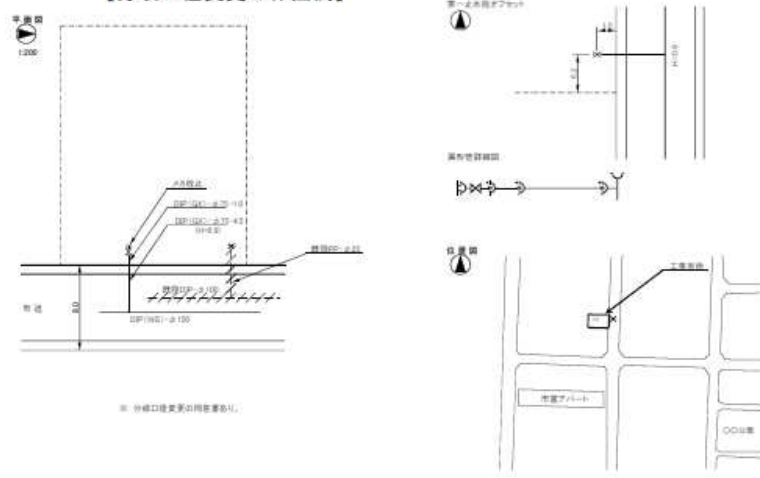


●左側高台: 約20mm 右側高台: 約15mm 上層高台: 約17mm 下層高台: 約13mm ●位置関係: 約11.5mm(縦) × 約15mm(横)

分岐口径変更の作図例

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当	施工者	給水装置番号
	〇〇町1丁目1-1	水道本部	R1600年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇 〇〇〇〇課	D1234

【分岐口径変更の作図例】

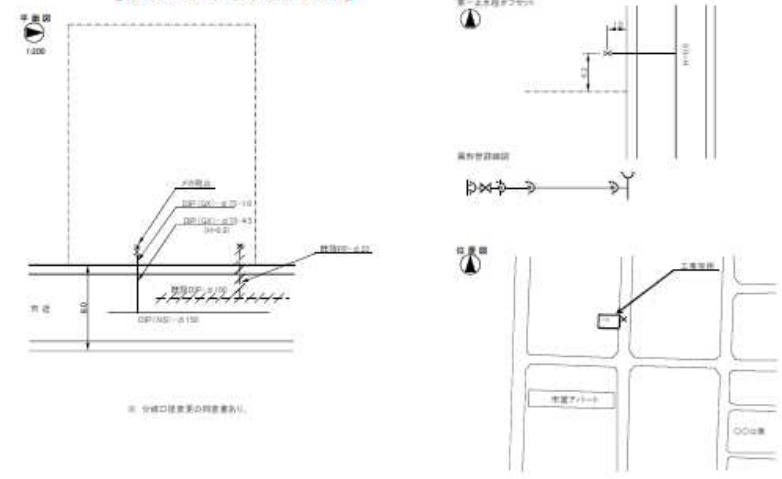


●左側高台: 約20mm 右側高台: 約15mm 上層高台: 約17mm 下層高台: 約13mm ●位置関係: 約11.5mm(縦) × 約15mm(横)

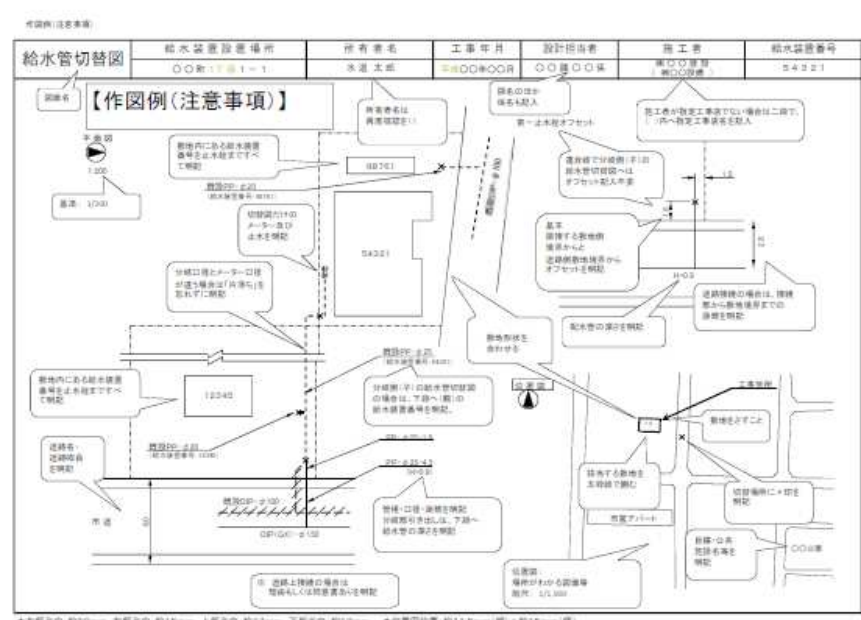
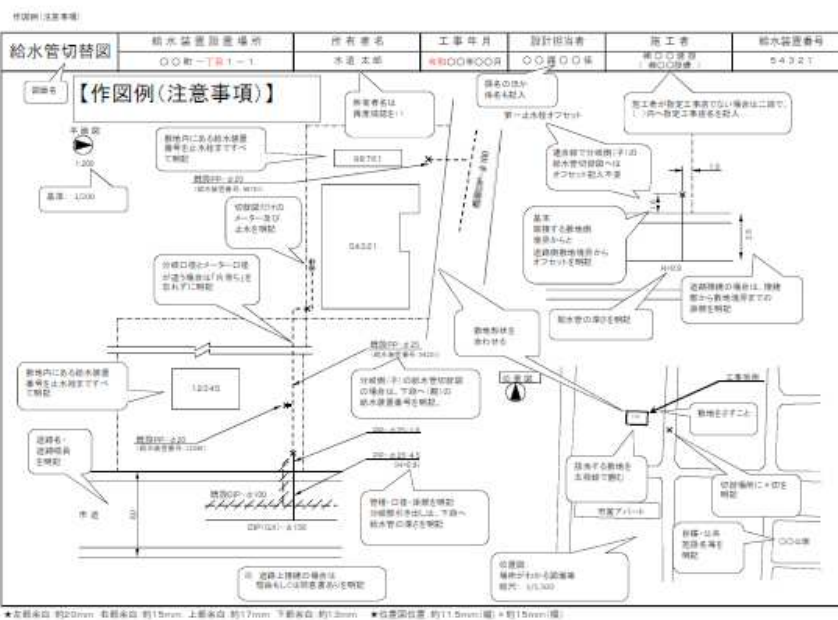
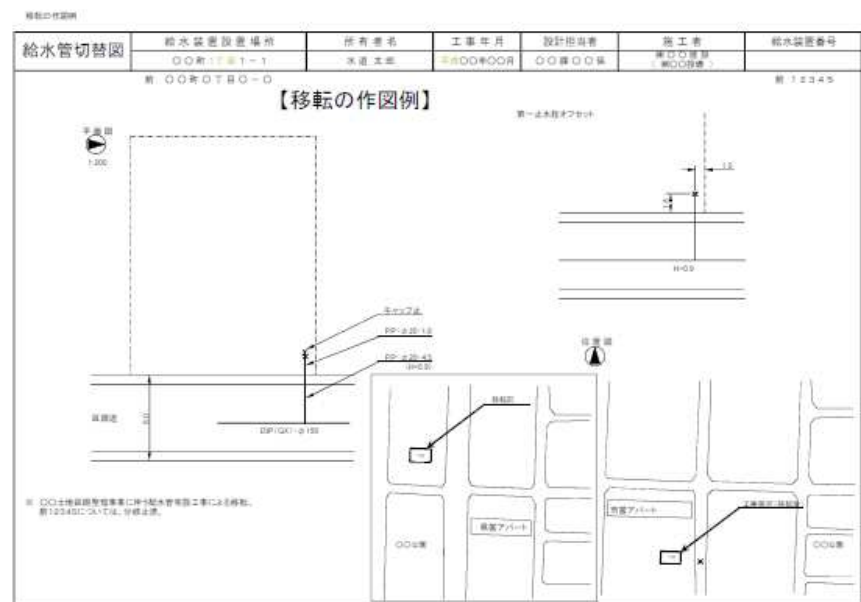
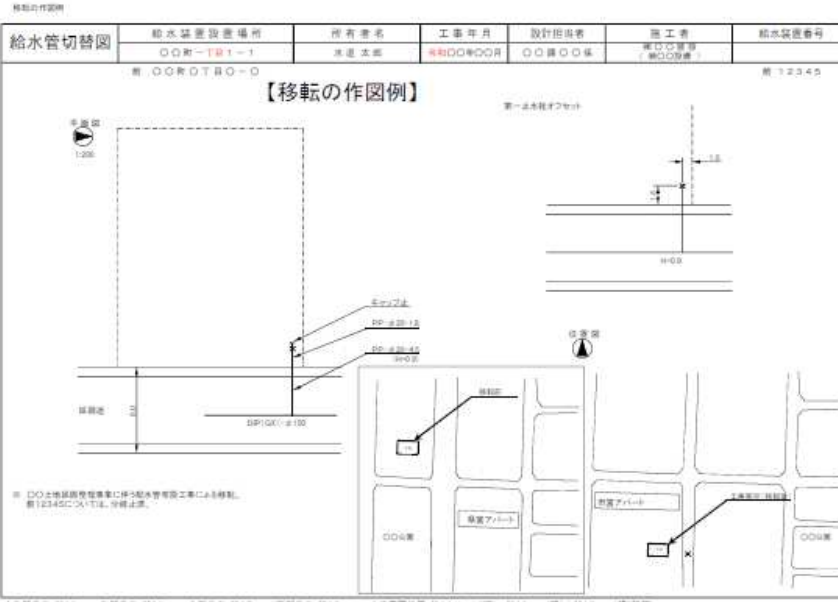
分岐口径変更の作図例

給水管切替図	給水装置設置場所	所有者名	工事年月	設計担当	施工者	給水装置番号
	〇〇町1丁目1-1	水道本部	R1600年〇〇月	〇〇課〇〇係	株式会社〇〇 〇〇〇〇課	D1234

【分岐口径変更の作図例】



●左側高台: 約20mm 右側高台: 約15mm 上層高台: 約17mm 下層高台: 約13mm ●位置関係: 約11.5mm(縦) × 約15mm(横)



付則3 その他

—削除—

付則3-7

既設管老朽度診断のための写真提出について

1. 目的。

山形市上下水道部（以下「当部」という。）の配水管更新計画を策定するにあたり、既設管の状態を把握することを目的とする。

2. 適用範囲。

当部の発注する配水管（導水管・送水管等を含む、以下同じ）布設工事等に適用する。

3. 対象となる管。

下記の既設管との既設管連絡時の切管・継手取外し並びに不断水穿孔時とする。
・外面（錆、腐食等）、内面（錆こぶ等）の状態がひどい配水管。

4. 撮影上の注意。

地下水の状態や埋設箇所の土壌、水の流れる方向等により同工事内にあっても状態が異なる場合があるので、撮影箇所及び撮影回数については監督職員の指示を仰ぐこと。

5. 提出様式。

以下の内容を工事打合簿にて提出すること。

また、2)～4)については写真台紙に差込むか、紙面へカラー印刷により提出すること。

工事記録写真とは別に提出すること。

1) 工事箇所位置図。

工事箇所がわかる縮尺（1/2000程度）でA4印刷とする。

工事箇所を朱書きで表記すること。

2) 工事概要。

下図を参考に作成すること。

概 要									
工事名									
場 所					撮影月日	H	年	月	日
管 種	CIP・DIP(形)	種管	布設年度	S	年(経過年数)	年)			
	直管・異形管()	ライニング	モタル・I&Pシ	非ライニング					
管 径	φ	mm							
埋 設	土 埋	H=	m	※75°以上	有・無	地下水	有	(管上・管下)	無
腐 食	腐食状況(内面)								
環 境	腐食状況(外面)								
(備 考)									

付則 3-7 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

～略～

付則 3-8 廃プラスチック類の取扱について

～略～

付則 3-8 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）~~第2条第8項~~に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

～略～

付則 3-9 廃プラスチック類の取扱について

～略～

付則 3-9

山形市上下水道部建設工事週休 2 日確保工事実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市上下水道部総務課が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休 2 日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日確保工事

本要領に基づき週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 発注者指定型

現場閉所により週休 2 日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

(3) 受注者希望型

現場閉所により週休 2 日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

(4) 週休 2 日

ア 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 完全週休 2 日

現場閉所による週休 2 日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、この場合の工事に要する経費の補正率は月単位の週休 2 日と同じとする。

(6) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(7) 4 週 8 休以上

ア 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率の割合が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の状態をいう。

(8) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(9) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(対象工事及び発注形式)

第3条 山形市上下水道部総務課が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、緊急を要する工事は除くものとする。

2 発注者は発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等)

第4条 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休2日確保工事である旨及びその発注形式を記載する。

3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

4 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日又は完全週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

9 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類

を提示しなければならない。

- (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 10 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
- 11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等）

- 第4条の2 発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。
- 2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位または通期）について協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
 - 3 受注者は、週休2日確保工事（月単位または通期）を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日（月単位または通期）を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日に取り組む場合において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
 - 4 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日、通期の週休2日又は完全週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
 - 5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款2.2条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
 - 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
 - 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
 - 8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
 - 9 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、

安全教育・訓練等の記録資料などを含む。)の書類

- 10 発注者は、変更（精算時）の積算において、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、通期の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。
- 11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（その他）

- 第5条 工事費の積算については、別紙1に基づいて行うものとする。
- 2 工事成績評定については、別紙2に基づくものとする。
 - 3 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙3に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第6条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

（山形市上下水道部建設工事週休2日確保モデル工事試行要領の廃止）

- 2 山形市上下水道部建設工事週休2日確保モデル工事試行要領（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市上下水道部建設工事週休2日確保モデル工事試行要領の規定により実施している週休2日確保モデル工事の実施上の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

付則 3-10 山形市上下水道部建設工事余裕期間制度実施要領

—追加—

付則 3-10。

山形市上下水道部建設工事余裕期間制度実施要領

（趣旨）。

第1条 □この要領は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、上下水道部が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、発注者が示した工期の始期日 期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる契約方式の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）。

第2条 □施工時期の平準化を図るため、他の工事に影響を与えずに工期を確保することが可能である工事に適用することができるものとする。

（工期の始期日 期限）。

第3条 □発注者は、当該工事の実工期（工事日数）を算出し、その期間の30%を超えず、かつ、契約予定日から4箇月を超えない範囲内で工期の始期日 期限を定めるものとする。

2 □発注者は、あらかじめ定めた工期の始期日 期限を、入札時等において特記仕様書により明示しなければならない。

3 □受注者は、契約日から工期の始期日 期限までの期間で任意の日を工期の始期日とすることができる。

（工 期）。

第4条 □受注者が決定した工期の始期日から、発注者が指定する実工期（工事日数）が経過する日までを工期とする。

2 □発注者が指定する実工期は、標準工期を確保することを原則とする。

（余裕期間）。

第5条 □契約日から受注者が決定した工期の始期日の前日までの間を余裕期間とする。

（余裕期間内の取り扱い）。

第6条 □余裕期間内の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 □受注者は、余裕期間内に、その責により現場に搬入することなく資材等の準備を行うことができるが、当該現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

3 受注者は、余裕期間内については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しない。

（工期の始期日の報告）

第7条 受注者が本制度を活用する場合は、落札者決定日の翌日から契約を締結するまでの間に、「工期の始期日報告書」（別記様式1）を提出し工期の始期日を発注者に報告するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、上下水道部長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

受注者

工期の始期日報告書

下記のとおり工期の始期日を決めましたので報告します。

記

- 1 工事名
- 2 落札決定日
- 3 工期の始期日
- 4 余裕期間

※ 上記工期の始期日における配置予定技術者は、専任で配置されている他の工事がないこと及び本工事が専任配置を求めている場合は本工事に専任で配置することを誓約します。

なお、工期の始期日に上記技術者を配置できないことを理由に当該契約を解除された場合においては、工事請負契約約款の規定に基づく契約解除（違約金）及び山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱による措置を受けても異議を申し立てず、損害賠償についてもその責めを負うことに同意します。

付則 3-11 山形市上下水道部建設工事等におけるウィークリースタンスの
推進に係る行動方針

—追加—

付則 3-11

「山形市上下水道部建設工事等におけるウィークリースタンス
の推進に係る行動方針」

1 目 的

受発注者間において、建設工事及び工事関連業務委託の施工・履行に際し、双方の協働により時間外勤務を縮減することで、より一層の工事及び業務の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進することを目的とする。

また、本方針に基づき取組みが、職員の工事及び業務の監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待する。

2 適 用

総務課が契約事務を所管する令和 6 年 4 月 1 日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事及び工事関連業務委託(災害対応等を除く。)

3 取組み内容

◆打合せ時間

- ・午後 4 時以降の打合せは行わない。
(受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮する。)

◆作業依頼

- ・作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない。
(休日作業が発生するような依頼は行わない。)
- ・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない。
- ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
- ・ワンデーレスポンスの対応の徹底。
- ・受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努め、必要に応じて見直しを行う。

◆工事・業務工程

- ・早期発注等による発注時期の平準化
- ・適切な工期・履行期間の確保

※緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

付則3-12 山形市上下水道部建設工事等におけるワンデーレスポンス実施要領

—追加—

付則3-12

山形市上下水道部建設工事等におけるワンデーレスポンス実施要領

(目的)

第1条 ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事及び工事関連業務委託（以下「業務」という。）において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現し、適切な工程管理に資することを目的とする。

(1) 品質確保への取組強化

工事及び業務の現場において、発注段階では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意志決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり、工事及び業務等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 工事及び業務の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で市民に提供すること」といえる。個々の工事及び業務の現場等において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事及び業務を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

(対象)

第2条 原則として、総務課が契約事務を所管する全ての工事及び業務において実施するものとする。

(実施方法)

第3条 ワンデーレスポンスは、以下により実施することを基本とする。

(1) 基本は「即日対応」

- ① 受注者からの質問、協議への回答は、監督員と総務監督員間で報告又は相談を行ったうえで、基本的に「その日のうちに」とする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- ③ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- ④ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、所属長等に報告、相談し回答する。
- ⑤ 受注者からの的確な状況の資料等による報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

(実施における留意点)

第4条 ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工及び業務履行の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事及び業務の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等について速やかに提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

(1) 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載すること。

1-0 ワンデーレスポンス

- 1 本工事(業務)は、ワンデーレスポンス実施対象工事(業務)である。
「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に即日回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。
- 2 実施にあたっては、「山形市上下水道部建設工事等におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事(業務)の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 4 受注者は工事施工(業務履行)中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(2) 本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

(3) 体制の確保

監督職員が不在の場合でも、総務監督員など、誰かが必ず受注者からの「質問・指示依頼」を受け、対応できる体制を確保するものとする。

(4) 効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方案検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。

(5) その他

実施にあたっては、通信手段(メール、ファックスなど)の有効活用を図ること。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付則 3-13 山形市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱い

—追加—

付則 3-13

山形市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱い

。

1 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙様式「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

(1) 常駐義務不要要件

次のアからエのいずれかに該当し、別紙様式「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表（別記第1号様式）において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。

イ 建設工事請負契約約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2) 別件工事との兼務可能要件

次のア、イ又はウのいずれかに該当し、別紙様式「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

ア 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,500万円未満、ただし建築一式工事にあつては9,000万円未満）は、次の⑦～⑩の全てを満たすこと。

⑦ 当該工事及び別件工事の施工箇所が山形市内であること。

⑧ 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則3件までとする。ただし、災害復旧に関する工事を1件含む場合は4件まで、災害復旧に関する工事を2件以上含む場合は5件まで兼務できるものとする。なお、別件工事において兼務できるものは、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。

⑨ 当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

イ 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,500万円以上、ただし建築一式工事にあつては9,000万円以上）、次の⑦～⑩の全てを満たすこと。

⑦ 当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互

に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者から承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。✪

- ④ 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2件までとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。✪
 - ⑤ 当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。✪
- ウ 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（イで兼務を認める場合を除く。）、次の⑦～⑫の全てを満たすこと。✪
- ⑦ 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は、技術者の兼務は認められない。✪
 - ⑧ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。✪
 - ⑨ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。✪
 - ⑩ 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。✪
 - ⑪ 当該工事現場の施行体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。✪
 - ⑫ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。✪
 - ⑬ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。✪
 - ⑭ 当該工事の現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2件までとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務も可）、主任技術者又は監理技術者とする。✪

✪

2 適用日✪

令和7年2月1日から適用する。ただし、令和7年2月1日に施工中の工事についても適用するものとする。✪

様式については付則2-1を参照✪